

平成22年3月29日

テーマ「外郭団体の事業及び岡山市の外郭団体等に対する統制」（要約版）

岡山市包括外部監査人
弁護士 小林 裕彦

I 総括的概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

(1) 対象事項（選定した特定の事件）

「外郭団体の事業及び岡山市の外郭団体等に対する統制」

(2) 監査対象年度

平成20年度。

ただし、必要に応じて平成19年度以前も監査の対象とする。

3 監査の実施期間

平成21年4月27日から同22年3月25日まで

4 監査の体制

包括外部監査人弁護士 小林 裕彦

補助者 公認会計士 石川 千晶

補助者 公認会計士 井上 信二

補助者 弁護士 周東 秀成

5 外郭団体の事業内容，出資等

別紙1のとおりである。

6 外郭団体の収支等

別紙2のとおりである。

7 監査のチェック項目

組織，財務，事業，経営管理，指定管理，再編・統廃合別に，合計60項目を設定した。

II 外郭団体の事業（総論）

1 指摘事項

なし

2 意見

(1) 実質的な出資割合

出資又は出捐が25%以上というメルクマールは、それを形式的に判断するか、実質的に判断するかで、外郭団体に該当したり、地方自治法上の統制が及ぶかどうかの差異が生じることになり得る可能性がある。

このため、外郭団体等統制委員会の一定の団体に対する外郭団体の指定、統制方法の決定の権限を持たせて、外郭団体以外の団体に対する統制の必要性があるにもかかわらず、統制の網からこぼれ落ちる団体を可及的になくすような体制、手続を作るべきである。

(2) 本市職員派遣の必要性と理由

外郭団体の自主性と自立性を図るため、必要性と理由のない派遣は、行うべきではない。

派遣を行うに当たっては、当該職員を派遣する必要性と理由を決裁文書において明確にしておくべきである。

本市が派遣職員の給料を負担している場合の派遣については、派遣法第6条第2項のどの要件を満たしているのかを決裁文書において明確にすべきである。

(3) 本市OB職員採用の必要性と理由

外郭団体の自主性と自立性を図るため、必要性と理由のないOB職員の派遣は、行うべきではない。

OB職員の派遣を行うに当たっては、当該職員を派遣する必要性と理由を決裁文書において明確にしておくべきである。

(4) 本市OB職員採用の決定システム

外郭団体の本市OB職員の採用については、外郭団体の自立性と自主性を図り、不必要なOB職員の採用を防ぐため、そのシステムの明確化と統一化を図るべきである。

具体的には、①外郭団体の本市に対する本市OB職員の推薦依頼、②本市からの本市OB職員推薦の決定、③外郭団体の面接と決定というステップを明確に行うとともに、OB職員採用の必要性と理由を決裁文書において明確にしておくべきである。

(5) 公益認定

本市とすれば、今後、公益認定が受けられない又は受けられなかった外郭団体（財団法人、社団法人）について、補助金の支出の削減又は廃止、出資の引き揚げ等に関するルールづくりを行う必要がある。

Ⅲ 外郭団体の事業（各論）

第1 (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター

1 指摘事項

(1) 会員加入促進員

獲得人員1人当たりの会員加入促進員の報酬が6,683円（平成20年度）となり、単年度については、会員の年間会費と入会金の合計6,500円を上回っており、経済的効果が出ていないので、会員加入促進員の人選、研修の充実、さらには給料体系の見直しなどを検討すべきである。

2 意見

(1) 事務局長と事務局長代理の統合

平成16年度の職員数は10人であったが、平成20年度には6人に減少している。

このような状況で、会員管理と入会金の決裁等を行う事務局長と加入促進業務の統括を行う事務局長代理の2人体制が必ずしも必要とは考えられない。

本センターは、会員増加を図り、なお一層の営業努力と経費削減を図っていく必要があり、そのためには、民間のノウハウを積極的に取り入れるべきであるから、事務局長と事務局長代理を統合して、民間からの採用等を検討すべきである。

(2) 出捐の引揚げ

本センターの総収入額115,191千円の出捐金100,000千円に対する比率は115.2%となっている。

例えば、(財)岡山市シルバー人材センターについては経常収入額726,011千円の基本財産51,000千円に対する比率が1436.6%であることからすれば、本センターは総収入額との比較で基本財産が大きすぎるので、本市は出捐の一部引揚げを検討すべきである。

(3) 給付事業

給付事業については、例えば、結婚祝金が2万円、子の小・中学校入学祝金が1万円、死亡弔慰金が10万円などとなっているが、さほど高額ではないため、加入のインセンティブが働きにくく、また、福利厚生事業も健康診断受診助成（指定医療機関）が1,500円、宿泊助成2,000円などとなっていて、さほどのインパクトがない。しかも、福利厚生事業の利用方法については、利用券を提出しなければならないものもあり、不便である。

各種割引制度やポイント制度が氾濫する中、本センターの給付事業、福利厚生事業とも、新鮮味と魅力に欠けると考えられるので、事業内容の見直しを検討すべきである。

(4) 自立化計画

各自立化計画は、会員数見込みと収入見込みに大きな差異があるにもかかわらず、収入減に対応して事業費と管理費が減少して、結果的には、①補助金の平成22年度以降の段階的削減、②平成27年度における自立化というスキームは維持されたままであるが、事業費、管理費の削減の実現可能性が不明確である。

そもそも、会員数見込みとそれに連動した収入見込みに大きな差異があるのに、自立化のスキームが変わらないというのでは、数値見込みに信頼性は乏しいと言わざるを得ない。

(5) 会費の負担

会費の負担形態については、勤労者福祉の観点からは、全額事業主負担が望ましいが、事業所加入が原則である以上、全額事業主負担とすると事業主が躊躇して、会員数増加の支障になる可能性があるため、本センターにおいては、労使折半の原則を設けるべきである。

(6) 倉敷センターとの統合

本センターと倉敷市勤労者福祉サービスセンターの統合による合理化の検討も行ったが、倉敷市のセンターは同市の任意団体であり、会費が月額700円となっており、本センターよりも会費が高くなっていること、倉敷市のセンターに対しても倉敷市は補助金を支出して

いることなどから統合は困難であると考えられる。

(7) 補助金

本市の補助金交付の適否については、本センターの加入率が5.8%であり、5.8%の中小企業勤労者のために、国庫補助金が廃止となる平成22年度以降も、本市が補助金（平成20年度は18,000千円。うち国庫1/2）を支出するのは公益性の観点から不合理であるので廃止すべきである。

(8) 自立化のための方策

本センターの会員増加のため、現在の会報「ときめきプラザ」をフリーペーパー化して、地元企業の広告を安価で掲載するサービスを展開して、同様にその企業の勤労者に会員になってもらうというシステムを検討すべきである。

地元企業としては、本センターの会員約15,500人とその家族への宣伝効果となる上、本センターは会員増につながることで双方にメリットがあると考えられる。

(9) 会費の値上げ

上記会員拡大策が効を奏さなかった場合は、本センターは、最後の手段として月会費を500円から600円に値上げして、補助金に依存しないで、収支の改善を図るべきである。

ただし、会員数が減少する可能性はある。

そして、数年間、事業の収支を見た上で、加入率が伸びず、経営改善の見込がなければ、本センターは歴史的な役割を終えたものとして、本市は、本センターの解散又は民営化の検討を行うべきである。

(10) 経営責任者の常勤

理事長が本市副市長であるため、常勤ではない。経営改善による自立化を図るため、常勤の理事長を選任すべきである。会員増大を図るためにも経済団体との結び付きが強い民間出身者を選任すべきである。

(11) 理事会の費用弁償

理事会の費用弁償1回7,500円は他団体に比べて高いので、5,000円に減額すべきである。

(12) OB職員の採用

職員4人中2人がOB職員であるが、採用の理由は不明確である。

(13) 給与制度

本市の人事・給与制度を参考に、独自の制度を策定しているが、地域手当は不要である。

(14) 自主事業

平成20年度はボウリング大会、テーブルマナーを開催したが、無料であるため、自主事業の収入は0円である。今後、有料の自主事業や「ときめきプラザ」のフリーペーパー化による掲載料の収入を検討すべきである。

(15) 顧客満足度

会報で声を寄せてもらうように募集しているが、回収はほとんどない。今後はモニターの活用、アンケート等の収集、分析と会員増加につながる魅力ある事業内容の結び付きのための検討を行うべきである。

(16) コンプライアンス

コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

(17) 賃料の減免申請

賃料の減免申請を平成20年度まで行っていない。より早く本市と本センターは賃料の減免を協議すべきであった。平成19年度の賃料は1,200千円。

第2 (財)岡山市建設公社

1 指摘事項

(1) 構築物の撤去

契約終了時又は本公社の解散時に本公社がアスファルト、管理用機器を撤去するのは、経済的に合理的ではないので、原状回復義務を修正して、「契約終了時には、構築物の所有権を本市に帰属させる」旨の条項を設けるべきである。

(2) 解散

本公社の設立目的の事業、すなわち、公共用地の造成、学校の建設、管渠施設整備事業、市道舗装維持修繕、交通安全施設維持修繕、市道清掃、公共施設(桃太郎荘)の管理は、いずれも随意契約から一般競争入札への流れ又は管理委託から指定管理者制度への流れの中で、なくなってしまい、平成20年度においては、東古松駐車場の管理業務だけが残っている状態である。

加えて、岡山国際ホテルへの1億5,000万円の出資の99%減資や桃太郎荘の管理業務における累積赤字により、欠損金が存在する上、駐車場管理業務収支も赤字で現在は内部留保金を減少させている状態である。

よって、解散をすべきである。

(3) 固定資産、備品管理

経営状況報告書記載の金額(その他の固定資産合計:11,449千円)となっているが、台帳の上では、13,204千円となっている。適正に処理すべきである。

2 意見

(1) 理事会構成

理事は、すべて本市の職員又は本市議会議員であり、民間のノウハウを生かすという外郭団体の趣旨に合致した役員構成になっていない。

寄附行為を変更して、学識経験者のみならず、民間企業経験者を一定数理事に加えるべきである。

(2) 職員配置

本公社の業務は東古松駐車場の管理業務だけであり、本市への派遣職員1人以外に職員が2人必要かどうかを検討すべきである。

(3) 積立金

基本積立金6,000千円はかつて本公社が学校建設等を行っていた時の積立金であって、現在は学校建設等を行っていないので不要であるので、廃止して一般会計に組み入れるべきである。

(4) 東古松駐車場管理事業の収支

年数回の利用制限があることを考慮しても、東古松駐車場の7,500円/月は安く、本市職員を優遇する結果となっている。また、利用者が足りないため安く決定しているというわけではなく、前述のとおり待ちがある状態であるので、東古松駐車場の料金を月額10,000円に値上げすることを検討すべきである。

これにより、582,500円の収入増となる。

(5) 国際ホテルへの出資

用地取得の造成等の本公社の事業目的からすれば、(株)岡山国際ホテルへの出資は、本公社の本来業務でない可能性がある。

(6) 役員への民間企業経験者の登用

役員15人に占める民間企業経験者は0人であり、民間のノウハウを生かすという外郭団体の趣旨が生かされておらず、寄附行為を変更して民間企業経験者を役員に加えるべきである。

(7) OB職員の再雇用

- 職員 3 人中 2 人OB職員であるが，採用の理由が不明確である。
- (8) 給与制度
給与制度は本市に準じたものであるが，地域手当は廃止すべきであり，管理職手当 15% は削減すべきである。
 - (9) 情報公開
財務内容等の公開は行っていないが，本市の外郭団体である以上公開するべきである。
 - (10) 事業所
中島ビル 3 階 62.7 m²は本市への派遣職員 1 人を除く職員 2 人には広すぎる。賃借面積の縮小等を検討すべきである。
 - (11) コンプライアンス
コンプライアンス規程，マニュアル等のコンプライアンス体制がないので，コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
 - (12) 出納
東古松駐車場の利用者が現金を持ってくることがあるが，出納簿はないので作成すべきである。

第3 (財)岡山市公園協会

1 指摘事項

(1) 繰入収入, 支出

4つ設けられている会計区分の間で、繰入・繰出しが行われており、正味財産増減計算書に両建て計上されている。これは本協会の内部部門間での振替えにすぎず、本来は繰入収入と繰入支出が同額になると考えられるが、繰入収入 9,128 千円に対し、繰出支出が 10,128 千円と 100 万円の不一致が生じており、内部振替で損失が計上された形になっている。

これは、収益事業から基金事業への繰出支出 100 万円が緑化基金造成に使用され、収支計算上は繰入収入に計上されるものの、正味財産増減計算書ではいきなり「指定正味財産」の増加に計上されているためである。

指定正味財産の増加は、本来は用途を指定した寄付金や補助金の受け入れに限定されており、増加の内訳も示すこととされているので、是正すべきである。

(2) 棚卸資産

本協会は、物品販売も行っており、棚卸資産を保有しているが、これらは帳簿外になっている。継続した商品管理と棚卸による照合、財務諸表への計上が必要である。

2 意見

(1) 職員の派遣

職員 43 人中 2 人派遣。派遣の必要性、理由が不明確である。また、本協会から本市への職員派遣の理由も不明確である。

(2) 出捐金

本来、公益法人は多大な利益を上げることが前提にしていけないので、本協会のように内部留保金が発生した場合は、これを基本財産に組み入れるのではなく、本市に返還すべきである。

本協会は内部留保分の 57,000 千円を本市に返還して、本市 100%の出資の外郭団体に位置付けるべきである。

(3) 緑化事業

本市の「都市ビジョン」で掲げる「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」の都市緑化の項に記載された向こう 10 年間の市街地の約 6 万本の植樹計画などに関連付け、緑化の事業計画を明確にして、屋上緑化、壁面緑化等の普及促進といったソフト事業を含めた事業を質量ともに充実させるべきである。

(4) 百間川緑地の鍵の管理

百間川緑地においては、鍵の受け払い簿は作成されており、定期的に残高も照合されているとのことであるが、平成 21 年 8 月時点でソフトボール場出入口の鍵で 14 個中 2 個が不明、テニスコート場の出入口の鍵では 36 個中 4 個が不明であった。

(5) 操車場跡地公園

平成 23 年 6 月の契約期限に向けて、施設自体の持続の可否、民間会社と本市との資金負担、施設を維持する場合の運営方法などにつき、本市が一定の方針を定めることが必要である。

(6) 再委託

再委託比率は平成 19 年度は 65%であったが、平成 20 年度は 33%に下げられている。半田山植物園の水道サービス公社への委託については水道サービス公社の再委託比率が 80.7%と高い業務となっており、随意契約の理由とされる園地管理の知識と経験の帰属は再委託先であると考えられる。水道サービス公社でなくては実施できない調整等の業務は何か明確でないので、本協会は直接民間会社に再委託することを検討すべきである。

(7) 今後の課題

本市のビジョンの中で、緑化は重要項目とされており、本市の緑化推進等を担う公益団体として、本協会の存在意義は高い。今後は、より園地管理の直営率を向上させていくことで、

園地管理のノウハウを蓄積して一層専門性を高めていくなど、本協会の存在意義を高めていくことが求められる。

- (8) 経営責任者
理事長（本市副市長）は常勤しておらず、常勤の理事長を選任すべきである。
- (9) 本市OB職員の再雇用
職員43人中4人本市OB職員であるが、採用の理由が不明確である。
- (10) 給与制度
独自性がなく、地域手当、持家の住居手当といった手当がある。
- (11) 自主事業
自主事業は自販機、スポーツ教室講座、操山ウォーキングマップ販売等であり、24,343千円（自主事業比率は4.0%）と低いので、さらなる自主事業を検討すべきである。
- (12) 顧客満足度調査
利用者アンケートは実施しているが、回収率は極めて低い。分析している施設もあるが、分析結果の反映まで検討されていない。施設により、対応はまちまちである。団体としての統一した方針に基づき、顧客満足度調査を行うべきである。
- (13) 情報公開
施設の利用を説明するホームページはあるが、本市の外郭団体である以上、財務内容等を公開するべきである。
- (14) 監査
監事監査のみであり、監事には税理士が含まれているが、繰入収入と繰入支出に不一致があるなど財務諸表に関する不備が多い。外部公認会計士等専門家による監査を行うべきである。
- (15) 文書管理等
評議員会運営要綱、給与規程の改正が実体と規程内容が合っていないものがあるので、規程内容に合わせた文書管理、事務処理を行うべきである。
- (16) 統合
（財）岡山市スポーツ・文化振興財団が解散した場合はそのスポーツ分野の吸収統合を行うべきである。

第4 (財)岡山市シルバー人材センター

1 指摘事項

(1) 理事長の出勤簿

理事長の出勤簿はなかったが、本センターの会務を総括するので、理事長の承認がいつ適法になされたかを後日確認できるようにするためにも、出勤簿は付けるべきである。

(2) 配分金の分布

本センター就業の基準に関する要綱によると、配分金は月額6万円、すなわち1年72万円が限度となるところ、平成20年度では、100万円以上の会員が7.9%も存在し、同要綱に反した結果となっている。

一方、1万円～50万円の配分金の受領者が60.2%で、さらには、配分金を受領していない者も、平成20年度では113人存在するので、配分金が年額72万円以下となるよう公平な仕事の配分を実現する方策が必要である。

(3) 基本財産

基本財産が取り崩されており、出資額51,000千円を下回っている。

2 意見

(1) 組織

職員配置については、事務部門の本部事務局（事務局長がいる。）と作業部門の富田事務所（事務次長がいる。）が分離しているのは、統制上又は事務処理の円滑の観点からは望ましくない。

事務局本部を富田事務所へ移して組織と職員の一体化を図るべきである。

(2) 事務所の廃止

灘崎、御津、建部の各事務所は、会員数が少ないので、廃止するべきである。

また、会員への連絡、調整のほか、仕事の配分についても、本部事務局が一元的に行うべきであるため、将来的には他の事務所についても、整理統合を検討すべきである。

(3) 採用

外郭団体においては、その自立性と責任を持たせるため、本市OB職員採用の必要性自体が問われるべきである。その上で、本市OB職員採用の必要性があつたとしても、長期間にわたる在籍は、組織の規律の緩みをもたらす可能性があることに留意すべきである。かかる弊害を防止するため、本市OB職員の外郭団体への在籍期間は原則3年間という限定を設けるべきである。

(4) 未収入金

90,690千円のうち、約1,100万円は回収不能なので、早期に償却する必要がある。

(5) 加入率

本センターの喫緊の重要課題として、全国平均の加入率への増加を掲げ、それを早急に実現すべきである。

具体的には、同じく本市の外郭団体である（財）岡山市ふれあい公社と協働して地区の諸活動を通じた会員増加活動、本市の広報活動、本市庁舎、区役所における広報活動等による本センターの積極的な広報活動を展開して加入率アップを図るべきである。

(6) 事務費割合の増加と補助金の減額

本センターの事務費については、平成20年度に7%から10%に引き上げて、経営努力しているところではあるが、さらにこれを15%まで引き上げるべきである。そうすれば、本センターの自主財源は増加する。すなわち、平成20年度の受取事務費は、55,422千円であるから、受取事務費が10%から15%になると、27,711千円の増加となる。

(7) 就業機会創設員

営業経験者を就業機会創設員として採用している（平成20年度は2人）が、費用対効果が不明確なので、この点を明らかにすべきである。

(8) 本センターの方向性

本格的な高齢化社会の到来や団塊世代の大量退職等、高齢化対策へのニーズはますます高まっている。このため、今後少子化対策における子育て支援や、高齢化社会に備えた高齢者福祉の充実に向けた新たな就業機会が見込まれるので、本センターは子育て支援、安全安心ネットワーク等本市の重要政策の実現に寄与する事業への積極的参入を推進すべきである。

また、シルバー事業は、働くことを通じた「生きがいづくり」だけでなく、近年、年金だけでは生活できない高齢者が働く機会を求めて経済的な理由で入会するケースが増加しており、高齢者の就労支援の役割も担っていることから、受注拡大と経営の合理化などにより、一層の財務体質の改善・強化を図り、その役割が十分に発揮できるシルバー人材センターを目指すべきである。

(9) 経営責任者

理事長は常勤していないので、常勤の理事長を選任すべきである。

(10) 本市の派遣職員

職員24人中2人派遣。不正処理問題の処理と本センターの再建のため、派遣されているが、派遣法第6条2項の本市の人件費負担の理由を明確にすべきである。

(11) 自主事業の検討

刃物研ぎ事業とおさらい教室を実施しているが、収入は3,870千円（自主事業比率は0.5%）と低い。さらなる自主事業を検討、実施する必要がある。

(12) 顧客満足度

発注者に請求書を送付する際、アンケート葉書を同封し、満足度を調査しているが分析とそれに基づく経営改善の検討は行われていないので行うべきである。

(13) コンプライアンス

経理の研修は行っているが、コンプライアンス研修はなされておらず、コンプライアンス規程、マニュアル等もないので、今後コンプライアンス体制の構築を図るべきである。

(14) 公益認定

基本財産の回復がなされていないことが公益認定の支障となる。

第5 (財)岡山シンフォニーホール

1 指摘事項

(1) 平成20年度貸借対照表

当初の出捐の意図を考えると、1億円は指定正味財産とすることが妥当である。

2 意見

(1) 自主事業

自主事業〔自主文化事業 43,353 千円+友の会事業 13,191 千円+岡フィル事業 40,820 千円＝97,364 千円〕で自主事業比率は33.4%である。ただし、自主事業は全体として赤字であるので、民間のプロモーターから情報を収集するなどして収支が見合う自主事業を企画、実施する必要がある。

(2) 指定管理料の支払時期

4月に支払われると定められている指定管理料の支払いが5月に支払われている。これは、協定書が毎年更新されることが要因と思われる。このため、本財団は年度当初の資金を余分に手当てする必要がある。協定書を実態に合わせて変更するか、協定書の締結を早くするかに改めるべきである。

(3) 指定管理料の範囲

本財団自体の維持管理が補助金で賄われているのであれば、民間企業と競わせる場合、公平性の点で問題となる。管理費を別途設定した上で、これらの収益を管理費からマイナスするような指定管理料の設定とすべきである。

(4) 光熱費

指定管理料に光熱費を含めて、その上で、光熱費については、実費精算をせず、定額にすることで、光熱費削減を図るべきである。

(5) 施設管理に関する委託

清掃業務は指名競争入札を実現すべきである。

また、現状は複数年度契約のメリットを享受できていないので、複数年度での見積もりも徴収し、単年度契約と比較の上、メリットがあるようであれば複数年度での契約を実施する形にすることを検討すべきである。

(6) 岡山シンフォニーホール文化事業基金

このままの運営を続ければ、2～3年で岡山シンフォニーホール文化事業基金は枯渇するので、今後方針を検討すべきである。

(7) 公募による指定管理者制度への対応

公募による指定管理者選定に備えて、本法人では、人件費等の販管費の削減とさらなる自主事業の実施等による既存の指定管理者制度の収益に頼らない底力としての収益力の向上と指定管理業務の安定した実績を残す必要があると考える。

(8) 本財団の在り方

職員はオーケストラや舞台演出等に関するノウハウを蓄積しているので、民間企業とのJVや寄付行為の改定により、他の施設の管理者になったり、ソフト事業を行うなど、様々な方向性の検討が望まれる。

また、(財)岡山市スポーツ文化振興財団の文化部門との統合を含め、在り方を検討すべきである。

(9) 経営責任者の常勤

会長、理事長ともに常勤ではないので、常勤の理事長を選任すべきである。

(10) 給与制度

地域手当、住宅手当(持家の場合も2,500円)といった過剰な手当があるので、廃止等を検討すべきである。

(11) 顧客満足度

アンケート用紙を置いているが、8件しか回答がない。顧客満足度の調査、分析を実施すべきである。岡フィルのモニター制度も検討すべきである。

(12) 再委託

受託事業の再委託割合は25%である。清掃業務については、随意契約で行われているが、入札にすべきである。

(13) 監査

監事は公認会計士等の専門家が含まれておらず、専門家による外部監査も行っていないので公認会計士等の専門家による監査を実施すべきである。

(14) コンプライアンス体制

コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

(15) 契約事務

岡フィル事務所の減免申請を行うべきである。

(16) 労務管理

次長、主幹に管理職手当が支給されていて時間外勤務手当が支給されていないが、労基法の管理監督者ではない可能性があるため、労基法上のリスクがある。

(17) 統廃合

指定管理者に選定されなかった場合の自主事業の実績や本市の文化振興における本財団の役割等を検証し、(財)岡山市スポーツ・文化振興財団の文化部門との統合を含め、あり方を検討すべきである。

第6 (財)岡山市水産協会

1 指摘事項

(1) 人件費

事務局長の月額報酬は5,200円で、本市の嘱託職員の報酬は136,100円となっており、本市が本協会の大部分の人件費を実質的に負担している。本協会の事務量が多いので本協会は事務量に応じた人件費の負担を行うべきである。

(2) 会計方針

会計方針のうち、有価証券の評価方法が記載されていない。また、時価についても注記を求められているが、記載されていない。財団は、そもそも基本財産を活動基盤とするため、これが毀損されない運営が重要である。国債等、一般的な資産以外でも運用されており、本財団での有価証券の時価は極めて重要な情報である。

(3) 基本財産の運用

複合金融商品での5千万円の運用については、30年満期の流動性リスクのある金融商品で運用されており、問題である。

寄付行為の運用方針に合致しているか、運用対象の金融商品の内容を十分理解、検討して運用されているかについて客観的な説明が可能と判断できる状況にはない。

(4) 出納

職員数1人の団体で2億5千万円の有価証券を管理することはもともと統制の面で問題がある。現状の運営状況を前提とすると、岡山市担当部署が一定の責任を引き受けることが妥当な状況である。

(5) 文書管理等

平成11年度以前の理事会議事録が保管されていない。庶務規定、事業実施規定等の内容について、職員1名だけの現状と合致していない。

2 意見

(1) 設立経緯

岡東浄化センターの放流する処理水に対する漁業補償について、漁協側の要求額に対し、規定に従って積算する額との差額のうち2億3千万円を漁業振興基金として積むこととした、と記載されている。

そうであれば、本市の基金として、条例を定め、用途を漁業資金として運用されるべきであるが、財団とされた経緯は不明である。

2億3千万円もの多額の出捐の決定経緯につき、本市は調査を行うべきである。

(2) 租税公課

本協会は申告書の控えを保管していない。

正式な文書である申告書の控えは本協会に保管されるべきであり、提出にあたって、十分内容を理解の上押印する必要がある。

また、地方税については、水産協会は県税の均等割分は納付していない。

公的性格を有する団体に対しては、減免規定があるが、申請書の控などが保管される必要がある。金額（均等割）自体は年額2万円と少額である。

(3) 栽培漁業推進対策事業の支出手続

財団法人岡山市水産協会事業実施規程では組合の要請に基づき予算の範囲内で支出するとされているが、平成6年度から継続して支出され、慣行化している。組合からの負担依頼を毎年入手し、支出の必要性等につき検討する手続が必要である。

(4) 栽培漁業推進対策事業の妥当性

漁業者負担の肩代わりと見られ、負担の妥当性について検討が必要である。

なお、平成6年度から20年度までの累計負担額は23,884千円である。

(5) 地産地消推進事業の支出手続

とれたて岡山魚フェスタ実行委員会の趣旨説明書，収支報告等を入手していなかった。とれたて岡山魚フェスタが実施されたことは確認できるものの，支出された経費が適正に事業目的に沿って使用されたことを確認することは必要であり，収支報告書の入手と内容の検討を行うべきである。

(6) 契約事務の規約化

本協会では，契約実施にあたり，本市の規定に準じて見積り合わせをすること，随意契約とする理由，また保証人を免除する理由を記載して決済を受けることとしているが，規程化されておらず，また全件には実施されていないので，規程化するべきである。

(7) 出捐金の引揚げ

本協会の設立経緯や現況から見て，漁業補償の追加支出を行ったとも考えられる状況であること，事業内容が乏しい小規模団体であることなどから，本市は出捐金を引き揚げるべきである。

(8) 解散の場合の残余財産の帰属

本市としては，理事会で解散となった場合は，残余財産を本市に寄付するよう提言すべきである。

(9) OB職員の再雇用

職員1人中1人がOB職員であるが，本市の農林水産課に所属し，一部水産協会の事務を併任する形となっている。OB職員採用の必要性和理由が不明確である。

(10) 情報公開

財務内容等が公開されていないので，情報公開をすべきである。

第7 (財)岡山市水道サービス公社

1 指摘事項

(1) 資産

特定資産は、資金の用途を拘束するものである。現状では、予算・決算の説明を通じて理事会承認を得たと解されているが、積立ルール又は積立自体の目的を明確に説明した上で、理事会で承認される必要がある。

減価償却引当資産については、現状では資金に余裕のある場合に積み増しされているが、本来は資産の再取得するために減価部分を積み立てるものであると考えられる。再取得する資産の範囲、積立のルールを明確にする必要がある。

経営安定積立資産、公益事業積立資産は積立の根拠を明確にし、目的の曖昧な部分は取り崩す必要がある。

(2) 解散

本公社の受託事業は、本公社でしか行えないという専門性は見当たらず、随意契約とする理由は説明困難である。

また、委託料の積算内容を検討した限りにおいては、民間会社に委託した方がコストダウンの可能性は高いと考えられる。

そもそも、地方自治体においては、今後、事務部門を含めた徹底的なアウトソーシングを実施していくべきであり、民間でやれることは、徹底的に民間委託を行っていくべきである。

よって、本公社は解散を検討すべきである。

なお、解散により、本市は残余財産として、正味財産額相当額 433,534 千円（平成20年度末）を回収できる可能性が生じる。

2 意見

(1) 派遣職員の業務内容

水道局派遣職員の行う業務内容が、水道局直営で行えないかどうかを検討するとともに、直営で行うことができないと仮定した場合は、委託業務の内容を細分し、委託内容を水道局職員の実施範囲以外とすることを検討すべきである。

(2) 出捐金

出捐金 51,000 千円のうち、31,000 千円の内部留保金を基本財産にするのではなく、本市に寄附すべきである。

(3) 一般事業

水道局の広報事業等一般事業をあえて外郭団体である本公社が行う必要性、理由はないと考えられるので、広報事業等の一般事業を廃止するか水道局の直営とすべきである。

(4) 水道メーター・資材管理事業

随意契約の理由については、単に専門的知識が必要というのは合理的な理由にはならないし、突発的な事故に対する対応についても民間会社との合意次第であるから、随意契約の理由はない。

(5) 水道施設等維持管理事業

水道法上の衛生措置に関しては、民間業者に対しても厳正な衛生管理義務を課せばよいし、本公社の業務ノウハウの蓄積についても確かにあるにはあるが、特別な専門性はないので、随意契約とする理由はない。

(6) 水道記念館受付案内事業

上水道の説明は本公社の職員でないとできないわけではないし、集中的に来客があった場合にも全く対応ができないほどの集客があるわけではないので、随意契約とする理由はない。

(7) 水道記念館

水道記念館については、限られた用途の中で、水道事業の広報という役割にかける管理コストとしてどの程度が妥当なのか、支出額の水準だけではなく、効果も含めて利用方法を検

- 討し、本施設の廃止も含めて継続して検討すべきである。
- (8) 水道管路埋設道路点検事業・給水装置完工検査補助事業
随意契約の理由は、業務ノウハウ、豊富な知識経験などといった抽象的な理由であって、合理的な理由ではないと考える。
また、道路点検、給水完工検査のいずれも、本会社に特殊な専門性はないと考えるので、随意契約とする理由はない。
- (9) 貯水槽巡回点検サービス事業
随意契約の理由は豊富な知識とか業務ノウハウなどといった抽象的な理由であり、合理的な理由ではない。
- (10) 岡山市民ゴルフ場
市民ゴルフ場については、単に収支が赤字であるから廃止というのではなく、他に利用方法があるのかどうかの検討とその利用者数の推移、満足度、利用者1人当たりのコスト比較などを総合的に分析して、本施設の廃止も含めて継続して検討すべきである。
- (11) 岡山市民ゴルフ場の本公社の事業としての適格性
本事業を本公社が行うべき理由はなく民間会社でも十分実施可能である。
- (12) 再委託
受託事業の再委託割合 27.9%、水道施設維持管理事業は 45.0%と高くなっており、すべて随意契約で行われている。水道施設維持管理事業は水道局が直接民間会社に入札で委託すべきである。
- (13) 見積り合わせ
会計規則によると、少なくとも合い見積もりが必要とされているが、水道施設等維持管理業務の一部において合い見積もりを徴収することなく、委託者からの見積もり徴収だけによって、継続して同じ業者に発注している。契約金額の適正性を確保するため、少なくとも見積り合わせは実現すべきである。
また、本公社は、契約に関する規程を定め、随意契約による場合はその理由を明確に記載した上で決裁をとる方法とするよう、改善すべきである。
- (14) 民間企業経験者の登用
役員9人に占める民間企業経験者は2人(22.2%)と少ない。少なくとも半数は民間企業出身者とすべきである。
- (15) 派遣職員
職員71人中8人派遣と多い。必要性と理由が不明確であるので、決裁文書で明確にすべきである。委託事業により、派遣職員の給料が負担されている。
- (16) OB職員
職員71人中47人OB職員。必要性と理由が不明確であるので、決裁文書で明確にすべきである。
- (17) 給与制度
地域手当、住居手当(一律5,000円)は不要である。
- (18) 積立金
受託事業から留保された金額が多額(3億円程度)となっている。水道事業から発生した留保利益であり、特に使用目的がないのであれば、水道局への寄付等の検討が望まれる。
- (19) 顧客満足度
水道記念館と市民ゴルフ場については、アンケートの収集と分析を実施すべきである。
- (20) 出納
預金残高が補助帳簿の残高と照合されていなかった。
- (21) 労務管理
管理職手当の支給は課長級以上であり、時間外勤務手当は支給されていないが、管理監督者ではない可能性があるため、労基法上のリスクがある。
- (22) 固定資産、備品管理

固定資産台帳，備品台帳は作成されているが，現物との照合がなされていないので，照合を行うべきである。

(23) 出資の引揚げ

解散の上，出資の引揚げを検討すべきである。

第8 (財)岡山市スポーツ・文化振興財団

1 指摘事項

(1) 財務

寄付者等及び本市からの出捐金 419,459,332 円については、指定正味財産とすることが妥当である。

(2) 基本財産

平成20年度末の本財団の基本財産421,330,010円のうち、418,834,220円は利付国債で運用されており、寄付行為どおりの運用となっていたが、残りのうち3,814円は野村証券岡山支店への預け金、2,491,976円はおかやま信用金庫本店への普通預金とされており、寄付行為に規定された定期預金等とは異なる運用となっており、速やかに定期預金等に変更するのが望ましい。

(3) 備品管理

平成20年度にパソコン1台を購入したが、備品台帳に記載されていない。備品台帳等が整備されていない。

2 意見

(1) 正味財産残高

本財団の今後の正味財産の残高については、決算において毎年赤字の状態が続いているため貯えも底をついてきており、今後基本財産を毀損しないよう注意が必要である。

(2) 西川アイプラザの使用料の改定

西川アイプラザの使用料は、平成12年4月1日施行後変更がなく他施設に比べて低いことや、実質的に優先使用できる本市又は岡山市教育委員会が主催する事業の場合の施設使用料は全額免除になるなど、使用料の減免制度もあるため、使用料収入が少なくなっているが、毎週土曜日曜日はほぼ施設使用がなされており、土曜日、日曜日だけでも使用料を増額すれば、本市の実質的な負担額も減少すると予測されるため、使用料の改定を検討すべきである。

(3) 西川アイプラザの使用料金制

西川アイプラザのような有料施設では、使用料を指定管理者に収納させる利用料金制をとることにより、指定管理者のインセンティブが増し、施設の利用度が増すとともに、指定管理料が低くなるという効果が期待されるとされているので、利用料金制の導入を検討すべきである。

(4) 受託関係の一人当たりの金額

ジュニアオーケストラについては、演奏会入場料相殺後も、団員・指導者1人当たり平成20年度に約9万円弱の行政コストがかかっていることになる。この行政コストの適否については、全国で初めて創立されたジュニアオーケストラでもあり、次代を担う青少年の育成や教育・文化活動の観点からも政令指定都市岡山の都市づくりにおいて必要だとの意見もあることも踏まえ、教育・文化活動についての支出として適正かどうかについては検討する必要がある。

(5) 賃貸借契約

本財団は、口頭により本市から転貸の許可を取って行っていたが、本市から賃借したものを他社に転貸する場合には、その許可書を口頭ではなく文書により受け取り、本財団として保管しておく方が望ましいものとする。

(6) 本財団の見直し

本財団の運営が施設管理に依存することがないように、おかやま国際音楽祭をはじめとする本市の文化振興策や本財団の自主事業を、機動的、効果的、安定的に実施できる体制を早急に整える必要がある。また、スポーツ分野における(財)岡山市公園協会や、文化分野における(財)岡山シンフォニーホールなど同様の設立目的や事業をもつ団体との統合が本財団の存続の条件であるとする。

- (7) 給与制度
財団独自の給与制度により運営されているが、調整手当は不要である。
- (8) 自主事業
スポーツ事業と文化事業を行っているが、自主事業収入 2,025 千円（自主事業比率が 2.0%）と少ないので、さらなる自主事業を検討すべきである。
- (9) 顧客満足度
ホール利用者に対するアンケート等は実施していない。アンケートを実施して、その結果を施設管理の改善に生かすべきである。
- (10) 監査
監事による監査のみである。内部取引の相殺処理がなされていない。公認会計士等の専門家を監事に選任すべきである。
- (11) コンプライアンス
コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
- (12) 累積欠損
現在までは累積欠損はないが平成 17 年より赤字が続いており、繰越収支差額がだんだんと少なくなっている。このため、将来もこの状況が続けば欠損となる可能性が高い。

第9 (財)岡山市ふれあい公社

1 指摘事項

(1) 図書、ビデオ等の紛失、廃棄状況

平成20年度からは適正な管理を行っているものの、未返却等のものを長年にわたって放置していたので、毎月末に未返却等の図書、ビデオ等の管理を行うとともに、年度末に紛失の処理を今後とも行うよう運用を改めるべきである。

また、古くなったり、不要なものについても、タイムリーに廃棄を行うべきである。

(2) 固定資産、備品管理

備品台帳に上がっている備品のうち所在不明になっているものがあるので、備品には本公社の資産であることを明示し、備品番号を付して定期的の実施すべきである。平成20年度からは改善されているものの、図書の管理と廃棄が適切になされていない。

2 意見

(1) 本市OB職員

天下り体質ではプロパー職員の士気が損なわれる。また、このような人事では、独創性かつ新規の事業の実施が困難となってしまう。民間の経営ノウハウを生かすという外郭団体の趣旨に反してしまう。そこで、平成22年度中には、5つの館長のポストの少なくとも1つをプロパー職員の登用か民間公募による採用にするとともに、その後も順次、プロパー職員の登用と民間公募による採用を図るべきである。

(2) 派遣職員

市民と行政の一体化性、福祉・保健・生涯学習を有機的、総合的に展開し、諸機関とのネットワーク化を図る必要性は理解できるが、そのことと本市からの多数の派遣職員の現実的な必要性との関係が不明であり、派遣職員がいないと上記必要性が実現できないとは考えられない。

本公社に対して政策は反映しつつも、行政の縛りから解放して自主性と自立性を持たせて、「高感度の行政サービス供給主体」として機能させるためには、平成22年度から派遣職員を毎年度数人ずつ減少させていくべきである。

(3) 本公社からの本市への派遣

本公社から本市へ派遣する場合、その派遣の必要性和理由に関する記載を決裁文書にしておくべきである。

(4) 各ふれあいセンターの入居施設、設備

入居施設、設備について各センターごとの差異があるので、5つのふれあいセンターの施設、設備の再編成を行うべきである。

具体的には5つのふれあいセンターの施設、設備の公平を図るための検討委員会（外部有識者も加える。）を設置し、改善策を検討するべきである。

(5) 管理費

管理費比率は、平成18年度は5.8%、平成19年度は6.6%、平成20年度は8.0%と増加しているが、管理費として租税公課・岡山市返納金などを計上していることによるものであり、純粋なコスト増加ではないが、削減に努めるべきである。

(6) 補助金

補助金については、本市の財政状況から見て、ふれあい公社基金の元本の補てんは難しいと考えられ、この水準での運営費補助金の継続は困難であると考えられるので、方針を検討すべきである。

(7) 介護保険事業特別会計

同特別会計の収支は、主に介護保険制度の制度変更の影響により、近年厳しさを増しており、20年度には18.9百万円の黒字となっているものの、本市所有施設を無償で使用した上での金額となっていることから、実質的には赤字の可能性がある。

- (8) 施設管理運営事業
入館者数の減少傾向は、多額の事業費をかけた各ふれあいセンターの存在意義に関わる重大問題である。入館者数増加のための方策を検討する専門家委員会を立ち上げ、実効的な増加策を早急に実施すべきである。
- (9) 貸室事業
調理実習室はいずれも稼働率が20%を切っているので、岡山ふれあいセンターに集中統合し、それ以外は廃止すべきである。
また、南ふれあいセンターの和室1, 2については、いずれも稼働率が20%を切っているので、和室1, 2のうちのいずれかを廃止すべきである。
- (10) 福祉バス運行事業
年間2万人弱が利用している以上、廃止とまでは言えないが、便数の減少と大型バスからマイクロバスへの変更と便数の削減を検討すべきである。
- (11) 浴場事業
事業収支が悪化している所以、利用料金の増額（中学生以上は400円から450円へ50円アップ、小学生以下は150円から200円へ50円アップ）、利用時間の短縮化（現在は午前11時から午後8時半）を検討すべきである。
仮に利用者は減少しないとすれば、1,399千円の収入増となる（ただし、平成20年度の入浴者数をベースとする。）。
- (12) 屋内温水プール事業
西大寺地区にだけ、250円という低料金で入れる温水プールがあるというメリットがある上、65歳の高齢者を一律に免除する理由が不明確であり、また、中学生以上の利用者数の減少及び高齢者・障害者の利用の増加により、年々収支に開きが出ていることは明らかであり、この点からも免除を廃止すべきである。また、障害者に対しても半額免除にすべきである。
仮に、利用者が減少しないと仮定すれば、4,107千円の収入増となる（ただし、平成20年度の利用者数をベースとする。）。
- (13) 介護保険事業・介護予防サービス事業
介護保険事業を本公社と(社福)岡山市社会福祉協議会という別々の外郭団体が行う理由は乏しい。
いずれか、一方にまとめて効率化を図るか、前述のとおり、税金面を考慮して、社会福祉法人を指定管理者とする方向性を検討すべきである。
- (14) 図書貸出者数、貸出件数
読みたい本について、利用者アンケートを取っていないとのことなので、早急にアンケートを取り、市民ニーズに合った図書の選定を行うべきである。
- (15) 図書等の所蔵数
利用者数が少ない上、蔵書も少ないため、岡山市図書館との連携を検討すべきである。
- (16) 未返却の図書に対する対応
未返却者に対する督促については、何月何日に誰とどのような交渉をしたのかを含めた記録を作成しておくべきである。
さらに、盗難防止のため、監視カメラの設置を行うべきである。
- (17) 再委託
1件ごとの金額は少額であるが、植栽関連の委託業務は、規定に従って見積り合わせが行われているものの、すべて同じ業者が落札しており、見積り合わせが形骸化している可能性が高いものが1件見受けられた。また、やむを得ない業務を除き、さらに積極的に入札を行うべきである。
- (18) 随意契約
岡山ふれあいセンター清掃業務については、平成20年度が19,355千円（税抜）で、入札になった平成21年度が7,159千円（税抜）であることからすれば、早期の入札が必要であ

ったと考えられる。

また、他の業務については、平成21年度は、やむを得ないものを除いて入札を行っているが、今後もより一層積極的に入札を行うべきである。

(19) 本社の事業分析

本市と本社は、5つのふれあいセンターについて、人寄せのため、施設の多様化を図るべきである。

具体的には、①本市の窓口業務の開設、②シルバー人材センター等他の公的施設の入居、③図書、ビデオコーナーの岡山中央図書館の連携、④コンビニエンスストア等の民間事業者の入居等を今後検討すべきである。

(20) 本社と社協との統合及び本社の解散

本社と社協は、介護保険事業、児童館事業、各種講座事業において事業内容が類似している。

また、本社の事業はふれあいセンターの施設運営管理を中心とするものであるが、本社でないとふれあいセンターの施設管理運営を行えないものではなく、一方、社協の事業も本社が行おうとすれば、行えないものではないので、本社と社協を統合すべきである。

しかるに、財団法人である本社と社会福祉法人である社協をそのまま統合することは法律上不可能であるので、いずれかを解散してその事業を他方に移管することになるが、①本社の収入の大きな役割を占める介護保険事業は、社会福祉法人の形式であれば課税されないこと（平成20年度は介護事業から980万円の法人税等を支払っている。）、②社協は法令上設立が強制される団体ではないものの、「中四国をつなぐ、福祉の拠点」を目指す本市にとって、地域福祉を目的とする社会福祉協議会を解散するのは不合理であることから、本社を解散して、社協に本社の事業を移管すべきであると考えられる。

本社の解散により、出捐金100,000千円は本市へ返還すべきである。

(21) 経営責任者

理事長（本市市長）は常勤ではないので、常勤の理事長を選任すべきである。

(22) 給与制度

給与規程の中で、特別昇給などインセンティブの働く制度が導入されているが、地域手当は不要である。

(23) 顧客満足度の調査

講座についてアンケートを行っているが、分析を行っていない。センター内に利用者からの声を聴くためアンケート用紙を設置しているが、平成20年度の回答数は58件と少なかった。施設全般についての顧客満足度の調査、分析は行っていないので、行うべきである。

(24) 情報公開

図書コーナーにおいて、冊子にて財務内容等が確認できるが、ホームページでの情報公開は行っていないので公開すべきである。

(25) 施設の修繕

平成20年度の修繕費用総額18,279千円である。開館から10年から16年が経過しており、施設及び設備の老朽化が進んでいると思われる。必要な調査を行い、本市と協議のうえ、対応すべきである。

(26) 労務管理

課長補佐級以上に管理職手当が支給されており、時間外手当が支給されていないが、管理監督者ではない可能性があるため、労基法上のリスクがある。

(27) 監査

本部（総務課長、総務主任、主事）の監査はなされているが、監事には公認会計士等の専門家はいない。公認会計士等の専門家を選任するとともに、外部監査も実施すべきである。

(28) コンプライアンス

コンプライアンス研修等を年1回行っている。介護職員には、コンプライアンス規程があるが、一般職員には規程、マニュアルはない。内部通報の窓口も整備されていない。改善す

べきである。

(29) 指定管理者制度

入館者、貸室利用者が減少傾向にある。多様な施設の入居を図るべきである。各センターごとに施設、設備がばらばらである。本公社では、平成21年3月に「魅力的なふれあいセンターの創造」を策定して対応策を検討しているが、入館者数増加のための方策を検討する専門家委員会を立ち上げ、実効的な増加策を早急に実施すべきである。ふれあいセンターの機能を最大限に発揮するようさらに努めるべきである。

第10 (財)岡山市建部町観光公社

1 指摘事項

- (1) 固定資産、備品管理
固定資産台帳と決算書を照合したところ、金額の相違があった。

2 意見

- (1) 温泉会館とサンタケベの事業重複
サンタケベと温泉会館の事業内容が重複しており、サンタケベはレストランと会議室、温泉会館は日帰り温泉に特化すべきである。
- (2) 本施設の見直し
本市は、今後本施設を整備していく必要があるが、ポイントは、①温泉会館の掛け流し風呂を生かした日帰り入浴施設への特化、②サンタケベの宿泊、レストラン機能の強化であると考えます。
- (3) (社)おかやま観光コンベンション協会との統合
本会社の事業の中心は、観光施設管理業務と観光振興であり、一方、協会も岡山城、足守プラザ、おかやま備前焼工房といった観光施設の管理運営のほか、観光振興も行っており、事業内容が類似しているため、協会への吸収統合を検討すべきである。
なお、財団法人と社団法人の合併は可能である。
- (4) 自主事業
観光物産育成、観光宣伝、特産物加工場を行っており、自主事業の収入は9,801千円(自主事業比率6.7%)と少ないため、さらなる自主事業を検討すべきである。
- (5) 顧客満足度
所管課は、利活用計画の中で1006人にアンケートを実施して、397件の回答を得て分析を行っているが、例えば、どのような設備があればよいかとかどのようなサービスがあればよいかという回答等に対する具体的な経営改善の方法を検討していない。また、本公社の自体が顧客に対するアンケートやモニター調査を実施していないため、改善すべきである。
- (6) 情報公開
(財)岡山市建部町観光公社情報公開要綱はあるが、財務状況等のホームページでの公開は行っていないため公開すべきである。
- (7) 再委託
受託事業の再委託割合8.2%。単独随意契約が2件、見積り合わせが4件である。単独随意契約は、浄化槽維持管理と廃棄物収集であり、見積り合わせを実施すべきである。
- (8) 監査
6月、12月に建部支所の所長及び担当課からのチェックが入り、9月、3月には、監事による内部監査が行われている。会計指導は随時、税理士にお願いしている。監事に公認会計士等の専門家を選任すべきである。
- (9) コンプライアンス体制
コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないため、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

第11 (財)岡山県下水道公社

1 指摘事項

(1) 評議員会

評議員会は設置されておらず、寄付行為に反している。

2 意見

(1) 本市の公共下水道

本市の浄水処理に占める児島湖流域下水の割合は高いので、本公社の運営方法などについて、本市はより積極的に関与すべきである。

(2) 委託契約

場内樹木管理業務、用水路周辺樹木管理業務は、指名競争入札を行っているものの、設定価格は年度によって異なるが、落札額は同じ業者が継続して同額程度となっている。植栽などの生き物に関する業務であり、同じ業者が継続して管理することが望ましい業務である可能性もあるが、それならば指名競争入札を行う意義は少なく、随意契約で行うべきである。逆に随意契約とする理由がないのであれば、金額が規定では指名競争入札になっているとしても、一般競争入札にするか、管理状況が極めて優秀なのであれば、総合価格を取り入れるなど、入札方法の変更検討が望まれる。

(3) 出向契約

出向契約については、入札によらず、また再委託の内訳には出ないことから、委託に比べ、透明性には欠けるので、浄化センターの運転方法の変更の可能性についての検討を行う必要があると考える。

(4) 課題

建設途上である浄化センターにおいて、地元住民の理解を得るよう随時協議を行うとともに、建設当初に協議した意図と現在の実態がかい離していないかの検討は定期的に行うことが望まれる。

第12 (財)児島湖流域浄化センター周辺対策基金

1 指摘事項

(1) 基本財産

1億円については、金利変動リスク、流動性リスクの高い商品で運用されている。3億4千万円の基本財産の一部の運用であり、他の資産の運用益でも事業の継続は可能であることなどを検討して決定されており、低金利の中で、運用益で事業を行うタイプの本財団であることから、利回りの高い商品を探すことは当然ではあるが、やや流動性リスクの認識が甘かったと考える。

2 意見

(1) 監事への報告

監事による監査報告は徴収されているが、現地で調査の上報告したものではなく、証憑等を持参し、監査を受けている。監事に対しても理事会の議事内容を報告すべきである。

(2) 課題

公益認定を受けるか一般財団に移行するかの方針決定とともに、理事会の運営方法や残余財産の帰属についても決定する必要があると考えられる。

この過程で、事業の規模が決定されれば、岡山県又は玉野市の基金として運営するなどの方法を検討すべきである。

第13 (財)吉井川水源地域対策基金

1 指摘事項

なし

2 意見

(1) 基本財産

本財団の資産の運用については、別に定められた「事務局規程」により、事務局の所轄事務とされており、理事長の決済はとられていない。また、運用に必要な印鑑も県で管理されている。小規模団体であるため、理事長の選出方法を変えなければ、現実的には現在の方法による以外に方法はないと思われるが、事務局に多大な責任が課されている現状にある。運用方針や運用結果については理事会に報告し、議事録に記録することが望まれる。

(2) 出納

会計記録と通帳とを照合したところ、現金出金日が通帳出金日より半月程度早いものが数件見受けられる。小口現金の制度がないことから、現金による少額の支出は県担当者により立替えられていると考える。本来は、仮払い金として出金し、精算すべきであるので、その旨を岡山県に伝えることが望ましい。

(3) 課題

公益認定を受けるか、一般財団に移行するかの方針決定とともに、余剰金があることから負担金の軽減の検討も必要である。

第14 岡山花き精算(株)

1 指摘事項

(1) 花きの売買代金精算業務の実際の運用

業務運用規程によれば、買受人が延滞金起算日以降も売買代金の入金を怠ったときは、直ちに代払いの引受けを停止することになっている。しかし、実際の運用では、買受人に対して、延滞金起算日からさらに1週間の猶予を与え、延滞金起算日から1週間を経ても売買代金の入金がなかった場合に初めて代払引受停止措置を取っている。

このような運用となったのは、延滞金起算日を過ぎても売買代金の入金ができない買受人が少なからず存在し、運用規程と実態とが乖離しつつあることを受け、平成12年3月29日に開催された取締役会において、業務運用規程の読替えをする旨の取締役会決議を行ったためである。

しかし、業務運用規程そのものの改正は行われておらず、現在の運用では合規性の点で問題がある。

(2) 買受人の売買代金未払状況

業務運用規程によれば、代払引受の停止が同一年度内に2回以上になった買受人に対しては、中央卸売市場での代払(買受け)は出来ないものとして取り扱わなければならない。しかし、本会社では、代払引受停止が同一年度内に2回以上になった買受人との関係でも、売買代金され支払われれば、代払停止措置を解除して、以後代払いを続けており、業務運用規程で定められた取扱いがなされていない。

現況の運用で、常習者から貸倒れが発生すると、業務運用規程を曲げて運用していた取締役の管理責任、監査役の監督責任が問われることとなる。

(3) 保証金の納付状況

平成元年3月27日以降に参入した売買参加者(78人)に限ってみても、業務運用規程で定められた保証金額に満たない保証金額しか預託していない業者が26人も存在し、その割合は約33.3%にもなっている。かかる状況が合規性の点で問題のあることは明らかであり、早急に業務運用規程で定められた保証金額を預託させるよう対処していくべきである。

(4) 買受け限度額

少数ではあるが、業務運用規程によれば、買受限度額超過者に対し、「買受限度額超過通知」を作成し、通知すると定められている。この作成通知は行われておらず、合規性の観点からは問題がある。

(5) 取締役会

平成20年4月28日：取締役8人、監査役1人出席。同年9月30日：取締役4人、監査役2人出席。同年11月28日：取締役7人、監査役1人出席。平成21年1月30日：取締役7人出席。同年3月27日：取締役7人、監査役1人出席。出席率が少なく、議論も不十分である。平成20年度の取締役会は4回規定通り開かれているが、3か月以上空いている。会社法上取締役会は3か月に1回開催される必要があるが、なされていない。

(6) 固定資産、備品管理

リース資産以外の固定資産はない。備品台帳は作成されていないので、作成すべきである。

2 意見

(1) 財務分析

現状では、過去の貯蓄により運営を維持している状況といえる。市場参加者の減少とともに営業量が減少している状況であり、運営方法の抜本的な見直しを行わなければならない状況にある。

(2) 株式の売却

本市の出資割合は40%、役員9人中本市職員は監査役の1人で、本会社は本市の関与をさほど受けずに花きの精算業務を行っていること、本会社が精算業務を行っている取引先は

303 社（平成 20 年度）で、直接的には不特定多数の市民の利益になっていないことなどから株式の売却を検討すべきである。

純資産を基に株式を評価すると、15,666 千円となるが、実際に売却するとなると、その金額で売却できるとは限らない。

(3) 職員配置

職員数は 3 人で、適正に配置されているが、事務長（総括）と職員（経理）の統合を検討すべきである。

(4) 役員報酬

定款によれば、取締役の任期は 2 年、監査役の任期は 4 年。非常勤役員の 4 人と監査役 2 人にも報酬が支給されている（平成 20 年度は 600 千円）が、少額である。本市の職員である監査役にも月額 5 千円が支給されているが、不要である。

(5) 顧客満足度

顧客満足度の調査を行っていないので、実施、分析すべきである。

(6) 個人情報保護

個人情報保護規程とマニュアルは策定されていないので、策定すべきである。

(7) 情報公開

事業内容や財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。

(8) 監査

監査役監査には、公認会計士等の専門家を選任すべきである。

(9) コンプライアンス

コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

(10) 文書管理、事務処理管理

文書管理規程、事務処理規程は策定されていないので策定すべきである。

第15 (株)岡山コンベンションセンター

1 指摘事項

(1) 随意契約の理由等

随意契約とする理由やその経緯等については書類に残しておき、将来においても経緯等が明確になるようにしておく必要がある。

(2) 民間会社との株式の持ち合い

フォーラムは本市の施設であり、本会社も本市の外郭団体に位置付けられる会社であることを勘案すると、利用可能なホテルは他にもあるので、1民間ホテル運営会社の株式だけを保有するのは適切ではないと考える。

また、同額の出資を行っている(ただし、出資比率は本会社12.5%に対し、株式会社レイ10.1%と本会社の株式会社レイに対する出資比率のほうが多い。)にもかかわらず、株式会社レイの代表取締役がセンターの取締役となっていて、本会社の役員は株式会社レイの役員になっておらず釣り合いがとれていない。

そして、本会社は、毎年一株当たり3,500円の配当を行っているのに対し、株式会社レイは無配の状態が続いており、経済合理性からしても本市の外郭団体の出資としては、望ましい状況ではない。

財政状況等を確認するため、株式会社レイの決算書等の資料の提示を求めたところ、平成21年の年末までの本会社での応査においては、資料が見当たらないとのことで、提示がなかった。本当に情報を共有できているのか疑問が残る上、本会社として1千万円出資している民間会社の決算書類がきちんと保管されていないのは不適切である。

(3) 本会社の本市についての負担関係

本会社の本市に対する貢献については、本会社が順調に利益を計上しているため、本市にその一部を還元させようという考えによるものと判断されるが、このような支出(設備投資を除く)を本市の代わりに負担させている現在の状況は、妥当ではない。

また、課税事業会社である本会社においては、税務調査においてもこの支出は協会に対する寄付金と認定され、課税の対象となる可能性も高いと推測され、税務上も適切ではない。

(4) 損益構成表の修正

平成20年度についてのみ、人件費をすべてフォーラムに計上していたことについては、(社)おかやま観光コンベンション協会への支援開始に伴い、人件費関係が複雑になり、配分が困難となったため、フォーラムに一括計上したとの説明を受けたが、今後については簡易な按分方法であっても、人件費を配分して損益を算定すべきである。

(5) 職員配置

(社)おかやま観光コンベンション協会に3人(うち1人は会社と兼務)派遣しているが、協会の仕事に従事しながら、人件費の負担を全て会社が行っており、税務上問題があるため、速やかに改善すべきである。

(6) 取締役会

平成21年3月23日開催取締役会：取締役7名中5名監査役2名中1名出席。平成21年2月3日開催取締役会：取締役7名中4名監査役2名中1名出席。出席率も高くなく、十分な議論はなされていない。監査役の出席が1名のみである。会社法上要求される3か月に1回の取締役会の開催もなされていない。

2 意見

(1) 出資の返還

本会社の設立当初、コンベンション誘致のため、宿泊、旅行代理店、コンベンション、交通の専門家に加わってもらう必要があると、各部門の会社として民間会社4社に出資をしてもらい、この4社から職員が出向していたが、現在は本会社で勤務する出向者はいなくなって、本会社のプロパー職員でコンベンション誘致の営業活動を行っている。したがって、民間会

社4社から本会社への出資は、既に目的を達成し、現在は必要ではないと考える。

また、本市が出資した外郭団体に民間会社4社が共同出資しているのは、4社と事業競合する会社がほかに存在することにかんがみると、本市の外郭団体の中立性の観点から問題があるので、本会社は民間会社4社の出資の返還を行うべきである。

(2) 本部事務所

フォーラム内の本社事務所については、フォーラムの管理を開催する場所であり、コンベンションを開催する施設としての目的に一致しているが、本会社はフォーラムの管理以外にも独自の事業も実施しており、本会社機能部分としては、目的外使用の可能性が高いのではないかと考えられるため、目的外使用許可をとっておく方が望ましいと考える。

(3) ホテルエクセル岡山の売却

現在この物件について賃貸契約期間終了時である平成22年2月に売却することも含めて検討中であるとの説明があり、売却が可能であるならば、速やかに売却したほうが望ましい。

(4) 納付金の收受

本会社の作成した損益構成表によるフォーラムの当期利益は、過去5年間の合計(修正後)で261,061千円、年間平均52,212千円の利益が計上されていた。前述したように、その他にも本会社は、協会の人件費分12,373千円(平成20年度)等について負担していたが、今後については、少なくとも協会の人件費負担分12,373千円について本市が負担するよう変更するとともに、協会の人件費負担額を加算して算出した額を指定管理者より定額納付金として收受するように変更すべきである。

具体的な定額納付金の適正額を客観的に決定するのは難しいが、定額納付金の最低額を、例えば平成20年度の修正後利益50,487千円と協会の人件費負担額12,373千円と修繕積立金年8,247千円の合計71,107千円を基準に、その約70%の50,000千円程度に基準を設定し、公募により業務内訳と共に定額納付金の金額も応募者が提案することにして、条件を比較検討して金額を決定すれば、最も客観的となり、望ましいものとする。

また、岡山県がコンベックス岡山の公募時に公募条件としたのと同じように、例えば50,000千円を定額の定額納付金とする場合でも、指定管理者が定額納付金納付後においてもフォーラム事業で利益を計上した場合、その利益の半分を本市に納付するよう業績連動納付金についても指定管理者の協定内容に含めることを検討すべきである。

(5) 公募による指定管理者制度への対応

公募による指定管理者選定に備えて、本会社では、人件費等の販管費の削減とさらなる自主事業の実施等による既存の指定管理者制度の収益に頼らない底力としての収益力の向上と指定管理業務の安定した実績を残す必要性があると考ええる。

(6) 株式の売却

本市施設の管理運営を行うための本会社を設立したところ、公募による指定管理者制度により他者が指定管理者になれば、本市が本会社の株式を保有し続ける必要性がなくなるので、株式の売却を検討すべきである。

(7) 自主事業

駐車場運営及びホテル用の賃貸業等を実施しており、自主事業収入は199,377千円(自主比率は29.4%)である。ソフト事業を含めたさらなる自主事業を検討、実施する必要がある。

(8) 顧客満足度

顧客満足度の調査、分析はなされていなかったなので、実施すべきである。

(9) 個人情報保護

個人情報保護について、本市と個人情報の取扱いに関する覚書を締結している。また、個人情報の取り扱いについて、全従業員に重要性を指導・周知し、遵守するように努めているが、個人情報保護規程は策定されていないので、策定すべきである。

(10) 情報公開

財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。

(11) コンプライアンス

コンプライアンス規程，マニュアル等のコンプライアンス体制がないので，コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

(12) 文書管理，事務処理管理

経理文書について7年もしくは永年保管するとされており，これにより保管が行われていたが，それ以外の文書の保管については規定されておらず，重要な書類については永年保管とする等の規程を作成すべきである。また，組織，業務の分掌，専決規程が整備されていなかった。

(13) 労務管理

主任から管理職手当があり，一定の「持ち時間」の範囲内でしか残業手当を支払わないが，管理監督者ではない可能性があるため，労基法上のリスクがある。

(14) 指定管理者制度の運営状況

本社が購入した備品については指定期間の満了時に自己の費用と責任で撤去することとされているが，施設運営に支障が生じるので，売却等により新たな指定管理者に引き継ぐ方法を検討すべきである。

第16 岡山市場冷蔵(株)

1 指摘事項

(1) 取締役会

平成20年度は取締役会は1度だけ開催で、出席取締役は7人、委任状出席は3人。議論はなされていない。会社法上取締役会は3か月に1回が開催される必要があるが、なされていない。

2 意見

(1) 冷蔵庫自体に内在する問題点

本件冷蔵庫は、水産冷蔵庫、青果冷蔵庫共に保管型建物であり、満庫にするためには、荷物を高く積まなければならない他、2階建てであり、2階部分にはエレベーターを使わなければ荷物の搬入搬出ができず、荷物の出し入れに時間がかかる。

また、水産冷蔵庫及び青果物冷蔵庫はお互いに距離的に離れているため、相互補完的に利用することが難しいという欠点がある。

このように、本件冷蔵庫には設立当初からの構造上及び配置上の問題がある。

(2) 株式の売却による本市の関与の解消

本市の出資は33.3%、役員10人中本市職員は0人で、本会社は本市の関与をさほど受けずに冷蔵倉庫事業等を行っていること、本会社の取引先は138社(平成20年度)で、直接的には不特定多数の市民の利益になっていないことなどから、株式の売却を検討すべきである。

純資産を基に株式の時価を計算すると、29,240千円であるが、実際に売却となると、時価で売却できるとは限らない。

(3) 本会社の存続

平成22年度中に出される国の第9次卸売市場整備基本方針との整合性を踏まえ、市場の在り方も検討していく中で、冷蔵施設更新時に会社を存続させるかどうかを含めた検討を行うべきである。

(4) 役員報酬

経営悪化に伴い、20年6月から社長、専務、常務のみに役員報酬を支出している。業績悪化に伴い、役員報酬の減額を検討すべきである。

(5) 顧客満足度

顧客満足度の調査を行っていないので、実施、分析すべきである。

(6) 個人情報保護

個人情報保護規程とマニュアルは策定されておらず、情報管理のチェック体制はないので、策定すべきである。

(7) 情報公開

財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。

(8) 施設の管理上の責任

冷蔵庫の故障による預かり商品に関する管理責任、転倒や荷崩れ事故による安全配慮義務違反による損害賠償責任を追及されるリスクはある。保険は付されているが限度額が2,000万円であり、不十分である。

(9) 監査

会計事務所のチェックを受けている旨、取締役会で報告されているが、事務委託業務であり、本来監査とはいええない。監査役に公認会計士等の専門家を選任すべきである。

(10) コンプライアンス

コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

(11) 文書管理、事務処理管理

文書管理規程，事務処理規程は策定されていないので策定すべきである。

(12) 労務管理

管理職手当の支給は課長級からであり，残業手当の支給がなされていないが，管理監督者ではない可能性があるため，労基法上のリスクがある。

第17 岡山都市整備(株)

1 指摘事項

(1) 取締役会

平成20年度では、取締役が出席しての取締役会は1回しか開かれていない。このときは、取締役6人中4人が出席している。会社法上取締役会は3か月に1度は開催する必要があるが、書面決議の2度の取締役会を含めても要件を満たしていない。

2 意見

(1) 若干職員の採用

就業規則によれば、定年は満60歳となっているにもかかわらず、代わりの職員がいなかったため、定年後も雇用を延長し続けて今日に至っているという現状であり、若手の職員の採用を検討すべきである。

(2) 有形固定資産

賃貸資産は、半分が民間会社への倉庫貸しと季節貸しとなっていて収益が上がっておらず、採算性が低下しているため、減損の検討が必要である。

(3) 貸店舗業務

賃料減額の合意が口頭によりなされているが、書面による合意を行うべきである。

(4) 株式の売却による本市の関与の解消

岡山市中心部の再開発という出資目的は概ね達成されたと考えられること、建設省の通達が平成13年6月1日に廃止になったこと、小規模外郭団体であること、中之町地下通路の通行客が多いときで1日約1,000人と減少していること、テナント施設が老朽化しており今後修繕費が予想されることなどから、本市は株式の売却を検討すべきである。

純資産を基に株式を評価すると、46,665千円となるが、実際に売却となるとその金額で売却できるとは限らない。

(5) OB職員

職員1人がOB職員であるが、再雇用の理由は決裁文書により明確になっていない。

(6) 給与制度

給料は178千円で固定しているが、人件費、法定福利費の合計は、年3,387千円である。調整手当はないが、扶養手当13,500円と賞与約5か月分がある。職員と配偶者の年齢や年金を受け取っていること等を考えると一般的には扶養手当の支給は必要と考えられるし、事務内容等からすると賞与の減額を検討すべきである。

(7) 営業の強化

本会社職員は主に経理関係の業務を行っており、テナント募集などの営業活動は不十分である。

(8) 情報の公開

事業内容や財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。

(9) 法的リスク

職員が1人という現状を考えると、相互統制は現実的には無理であるが、少なくとも日常口座として使用されている普通預金の残高17百万円は多額過ぎる。1か月分の運転資金程度を残高の上限とするべきである。

(10) コンプライアンス

コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

(11) 文書管理

文書管理規程、事務処理規定はないので、策定すべきである。

第18 岡山港埠頭開発(株)

1 指摘事項

(1) 取締役会の開催

平成20年度は1回開催され、取締役の出席9人であった。会社法上取締役会は3か月に1回開催される必要があるがなされていない。

2 意見

(1) 株式の売却による本市の関与の解消

本会社は、岡山港が国の重要港湾に限定されたことを機に、船舶用給水、荷役施設、共同事務所、船員・作業員の休憩所等の管理業務を行うことにより、出入港船舶等岡山港利用者の利便を図り、岡山港の発展ひいては岡南臨海地区の発展に寄与することを目的として設立されたが、現在、岡南臨海地区の開発はある程度実現されているので、本市の出資目的は、ある程度実現されていること、また、本会社の管理する施設の利用会社は船泊係留224社、占用22社、給水20社、野積場27社、上屋が4社であり（平成20年度）、直接的には不特定多数の市民の利益になっていない。

よって、本市市長は、本会社の代表取締役を辞任するとともに、本市は株式の売却を検討すべきである。

純資産を基に株式を評価すると、17,587千円となるが、実際に売却となると、その金額で売却できるとは限らない。

(2) 個人情報保護

個人情報保護規程とマニュアルは策定されていないので、策定すべきである。

(3) 情報公開

事業内容や財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。

(4) 監査

監査役には公認会計士等の専門家が入っていないが、選任すべきである。

(5) コンプライアンス

コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

第 19 岡山市土地開発公社

1 指摘事項

なし

2 意見

(1) 長期保有土地

本公社が 5 年以上保有している公有用地 436,880.63 m² 32,192,975 千円のうち、10 年以上の保有となっているのは 156,261.25 m² 18,609,984 千円となっている。186 億円余分の土地が 10 年以上の長期保有となっており、すみやかな改善が望まれる。

将来本市が購入する場合の価額に加算される本公社が支払う支払利息についても、金利が上昇傾向にあるため、本市の購入について目途が立たない場合には、本市と協議の上、民間等への売却についても検討すべきである。

岡山操車場跡地整備事業用地と新産業ゾーン用地とで、簿価全体の約 68%と 3 分の 2 以上を占めている。支払金利も以前に比べて高くなっており、この 2 事業用地の処分を進めることが、本市および本公社の喫緊の課題である。

(2) 本公社保有土地の簿価

支払利息 54 億円余が公社の保有簿価に含まれていることは、将来本市が公社から用地を購入する際に、支払利息部分が本市の資産として計上されることを意味する。直接本市が用地を購入する場合、市の借入金の支払利息は支出年度の支出として計上され、本市の資産として計上されないのになら、財務状況における本市の適切な情報公開という意味からしても適切ではないものと判断される。

現在保有する土地の処分を引き続き促進するとともに、今後の土地取得については、各事業における必要最小限度の期間内に本市が必ず購入することが決定している用地についてのみ取得するようにして、長期保有とならないようにすべきである。

(3) 中島公園用地

家屋の倒壊や延焼などの災害の拡大を防ぐため、防災(防火)の観点からの先行取得の意味合いもあり、取得決定時の市の判断を誤りであったと決めつけることはできないが、本市において都市計画公園「中島公園」の事業化が決定してから先行取得を行うなど、長期保有とならないよう十分考慮して取得すべきであったものと考えられ、担当課において、さらなる検討が必要である。

(4) 都市計画道路中川駅前河本線用地

平成 11 年に 1 度は策定された岡山県の砂川改修計画がその後の社会情勢の変化等に伴い見直しについて検討されており、本市としても事業化できないため長期保有となっている。

先行取得当時の判断の妥当性についての評価は一概にはできないものの、結果的に長期間の保有となっているのは問題であり、担当課におけるさらなる検討が必要となるものと考えられる。

(5) 時価評価

本市の財政状況を適切に把握するためには、本公社が保有している土地等について、簿価と時価の乖離についての情報を入手しておくことが必要である。

なお、時価評価については、厳密に行うとコストがかかるので、保有土地の時価に近いと考えられる近隣地を対象として、その対象地の固定資産評価額を担当課から入手できるような体制を作って、毎年時価の概算の評価を行うようにすべきである。

(6) 本公社の見直し

本公社はデフレの現在においては存在意義が薄れている。

本公社は公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立されているが、用地の先行取得がやや安易に実行されてきたきらいがある。

このため、地方自治体は上記の時価の下落による損失と本来負担すべきではない支払利息

の負担という2重の損失を被ったことになる。

国の政策誘導が失敗した典型例であると考え。長期保有地の処分を早急に行い、その目途がついた段階において、インフラの整備のために、土地の先行取得をする必要があるかどうかの検討を踏まえ、解散も含め、本社の在り方を検討すべきであると考え。

(7) 基本財産

現在のところ、基本財産 20,000 千円の他に準備金が 741,871 千円あるが、公有用地、代行用地に多額の含み損があるものと推測され、本市との取引状況によっては、将来問題が発生する可能性がある。

(8) 目標、計画

経営の健全化に関する計画書を策定しているが、その後、中長期的計画が策定されていない。

(9) 情報公開

不動産の時価についての情報公開を制度化していないが、市民にとって重要な情報なので公開すべきである。

(10) 文書管理規程

文書管理規程が策定されていないので、策定すべきである。

(11) 累積欠損

累積欠損金はない。現在のところ、基本財産 20,000 千円の他に準備金が 741,871 千円あるが、公有用地、代行用地に多額の含み損があるものと推測され、本市との取引状況によっては、問題が発生する可能性がある。

第20 岡山都市開発(株)

1 指摘事項

(1) 取締役会

平成21年1月30日第29回取締役会3名中2名(監査役は1名中1名)。平成20年11月19日第28回取締役会3名中3名(監査役は1名中1名)。会社法で要求される3か月に1回の取締役会が開催されていない。

2 意見

(1) 契約

随意契約とする理由自体は合理的であるものと判断されるが、本会社は本市が株式の50%超を所有する外郭団体でもあり、随意契約とする理由やその経緯等については書類を残しておき、将来においても経緯等が明確になるようにしておく必要があるものとする。

(2) 会計処理

本会社の会計処理については、消耗品費が妥当な勘定科目であるトイレトペーパー代(衛生用品)を、消耗品費という勘定科目を作成していないということで、事務用消耗品費に計上していた。

また、税理士への決算申告料等や司法書士への登記手数料を、第4期まで諸会費として計上していたが、第5期から妥当な勘定科目である事務委託費に計上していたのに対し、同じく事務委託費が妥当な勘定科目である会計監査人の監査報酬については、第5期以降も諸会費に計上していた。

今後は注意して勘定科目を決定する必要がある。

(3) 前年度の包括外部監査における「遊休資産」

4億円程度の余剰資金とされている金額のうち、半分弱を占める本会社分199,582,917円は、本会社の平成20年3月末における投資有価証券の金額である。

しかしながら、本会社は本市との関係において、会社設立当初の出資以外には現在まで補助金・委託料等の收受はなく、本市から資金は流入していない。

また、この投資有価証券に投資した資金については、本会社の自助努力によって発生したというよりは、減価償却により設備の償却が進んでいくことにより、資産が固定資産から流動資産に移行していくものを、投資有価証券に再投資したものにすぎないものと判断される。

よって、前年度の外部監査が外郭団体における「遊休資産」として計上していることは、誤りであるとする。

(4) 将来的な見直し

駐車場の運営等の賃貸業自体は小規模な事業であり、固定資産の償却が進み、資金が流動化し、外部からの資本金につき返済ができるようになれば、将来的に会社を解散し、本市が駐車場等の固定資産を直接保有する等の方法も検討すべきである。

(5) 役員への民間企業経験者の登用

役員に占める民間企業経験者は4人中2人であるが、管理業務委託先の株式会社からの役員であり、是正が望ましい。

(6) 役員報酬等

常勤取締役、常勤監査役に月額5万円の役員報酬を支給している。常務取締役は契約業務、駐車台数調整業務、苦情対応を行っているとのことであるが、月額5万円の役員報酬が適正かどうかを検討すべきである。監査役は管理受託会社の職員以外が望ましい。

(7) 個人情報保護

個人情報保護規程とマニュアルは策定されていないので、策定すべきである。

(8) 情報公開

都市開発のホームページはなくリットパーキング単独でのホームページ等も作成されていないが、リットシティビル等の紹介の中では、リットパーキングについても記載がある。株

式会社ではあるが、本市の外郭団体である以上、財務内容についても公開すべきである。

(9) 監査

公認会計士等の専門家により監査が行われているが、勘定科目の処理について、今後注意する必要がある。

(10) コンプライアンス

コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

(11) 文書管理

文書管理規程が整備されておらず、文書保管年数等についても定められていない。規程を整備すべきである。また、組織、業務の分掌、専決規程が整備されていなかった。

第21 (有)サウスヴィレッジ

1 指摘事項

なし

2 意見

(1) 本施設の現状

農業の理解と認識を深めるというのであれば、果樹園の賃貸にとどまらず農業体験コーナーとか、水田の賃貸と耕作の指導事業とかを行うべきであったと考えられる。

(2) 入園者数増加のための方策

子供祭りといったアイデアで入園者数が増えると、それと連動してショップの売上やバッテリーカー等の利用増加にもつながるので、もう少し早く入園者数増加のための方策を取り入れるべきであった。

(3) 岡山県の手法の問題点

本施設は、県が「農産物の収穫体験や公園などは県内に類似の施設が多いことから、県施設としては廃止し、本市又は民間への譲渡についても検討」ということで「廃止（本市又は民間への譲渡）」という方針を示したことが発端であり、この点が問題であるとする。すなわち、県内に類似の施設が多いといっても、本市にも類似の施設は存在するのである。それにもかかわらず、本市への譲渡という無責任な提案を本市の承認なしに行うこと自体が問題であるとする。

(4) 本施設の無償譲渡

本施設の無償譲渡については、農業公園としての本施設の必要性和新たな本市の財政的負担の回避という要請が衝突するところ、その是非は、最終的には、政策判断とその市民の評価に委ねざるを得ない問題であるとする。

(5) 公募による指定管理者制度への対応

公募による指定管理者選定に備えて、本会社では、人件費等の販管費の削減とさらなる自主事業の実施等による既存の指定管理者制度の収益に頼らない底力としての収益力の向上と指定管理業務の安定した実績を残す必要性があるとする。

本会社は本施設の指定管理者に選定されなければ、本会社は解散すべきである。

(6) 積立金

別途積立金 5,000 千円はショップを行うための積立金ということであるが、既にショップは営業しているので取り崩すべきである。

(7) 自主事業

有料遊具の設置、売店の運営、フリーマーケット等のイベントを実施している。自主事業収入は7,833 千円（自主事業比率7.4%）である。さらなる自主事業を検討すべきである。

(8) 顧客満足度

顧客満足度の調査を行っていないが、入場者を増加させるためアンケートモニターによる顧客のニーズを把握、分析して経営改善に結び付けるべきである。

(9) 情報公開

施設の概要についてはホームページの活用をして行っている。財務内容の公開はなされていないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。

(10) 監査

決算前の監査役による内部監査（年1回）、農協からの監査要求（だいたい年1回程度）があるが、公認会計士等の専門家による監査はなされていないので実施すべきである。

第 22 (社)おかやま観光コンベンション協会

1 指摘事項

(1) 人件費の負担

株式会社岡山コンベンションセンターの 3 人については、本協会の業務を行っているにもかかわらず、給与はすべてセンターの負担となっており、適切な費用負担が行われていない。

この状況については、速やかな改善が必要であり、本市からの運営負担金等の金額を調整する等により、本協会の業務を行う人員の給与については本協会から支給するように改善すべきである。

(2) 再委託

指定管理業務における再委託については、すべて本協会の会員を対象とした随意契約になっているが、残額を返納する制度のため、最終的には本市の負担となるにもかかわらず、再委託契約の金額の妥当性について、本市として十分なチェックができる体制になっておらず、改善すべきである。

2 意見

(1) 民間からの積極的な採用

本協会の事業内容が本市の事業と異なる上、今後協会においてノウハウを蓄積していくとともに自主事業を拡大させていくためにも、本市職員の派遣ではなく、民間からの積極的な採用を検討すべきである。

(2) 本市の財政支出に対する依存

本市の財政支出に対する依存度が高い（実質的な財政支出依存比率 87.5%）。今後、会員企業等へのサービスの向上に努め、会員数を増やす努力を行うとともに、社団法人として民間の活力をより取り入れ、本市からの財政支出に頼らない、収入確保に向けた運営を実施できるよう努力する必要がある。

(3) コンベンション事業

コンベンション事業が、誘致活動のみならず、開催支援事業等さまざまな事業を含んでいることは理解できるが、コンベンション誘致活動による実績は県外 3 件、県内 10 件にすぎず、2.6 人分の職員がかかる業務を行っていることからすると、非効率であるので、より積極的かつ効率的なコンベンションの誘致活動を企画・実行すべきである。

この点、補足すると、コンベンションの誘致は綿密な市場調査の下、相手方との交渉、プレゼンテーション等の民間の経営ノウハウが発揮される業務であるので、本協会においては、観光、宿泊等の関連業界の営業の専門家の幹部職員としての採用と業績手当等の成果主義の導入を工夫すべきであると考えられる。外郭団体は民間の経営ノウハウを生かすということに存在意義があるのであるから、負担金といった本市の財政支出に依存して、成果を上げようが上げまいが団体は倒産しないという組織全体の意識の改革を実践すべきである。

(4) 自主事業

第 3 種旅行業の登録により独自でのバスツアーの実施や、コンベンションでの特産品の販売、JR チケットの手数料収入、岡山城での物品販売等自主事業を実施しているが、自主事業収入は 9,263 千円（自主事業比率は 4.9%）と低く、さらなる自主事業を企画、実行すべきである。

(5) 岡山城特別展委託料

1 人当たり入場料 800 円の 6 割の 480 円を地元新聞社が取得して、本協会には 4 割の 320 円が入ってくるが、清掃代月額 341 千円のほか警備料代を考慮すると、地元新聞社との間で収入に関する割合について交渉すべきである。

(6) まちなか見て歩きマップ権利手数料

岡山の街のイラストの著作権料であるが、今後、類似の取引を行う際には、減額の交渉を行うべきである。

- (7) 岡山ゆかりの人による情報発信事業
かくし寿司 100 人前分のアトラクションを行ったとのことであるが、他の東京県人会（参加者 250 人、来賓 4 人）の出費が 6 4 千円であることを比較すると、費用対効果も不明である。
- (8) 緑化フェア入場料
入場券の利用状況が把握されておらず、費用対効果が不明であり、配布しただけの結果になっている。
- (9) 岡山城外国語パンフ印刷代
増刷ということで見積りを取らずに発注しているが、見積り合わせを行い、コストの削減を図るべきである。
- (10) (財)岡山市建部町観光公社との統合
観光施設の管理運営等が事業内容にあるので、その点で(財)岡山市建部町観光公社と事業内容が類似している。
よって、(財)岡山市建部町観光公社を吸収する形での統合を検討すべきである。
なお、社団法人と財団法人の合併は可能である。
- (11) 経営責任者
会長は岡山商工会議所会頭であるが、常勤の会長を選任すべきである。
- (12) 本市の派遣職員
職員 21 人中 2 人派遣。本市からの派遣については本市 70%給料負担であり、派遣の理由はあるが、決裁文書により明確にすべきである。
- (13) 本市OB職員
職員 21 人中 2 人OB職員。OB職員は、管理者として職務を行っている。ただし、採用の理由、必要性は不明確であるので、明確にすべきである。
- (14) 顧客満足度
岡山城にアンケート用紙を設置し、集計はしていたがその分析と業務改善に向けた活用はなされていない。施設のみならず、コンベンション事業、観光事業等すべての事業につき、アンケート等の実施・分析と活用を行うべきである。
- (15) コンプライアンス
コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
- (16) 契約事務
岡山城特別展の契約を見直すべきである。その他、岡山ゆかり人による情報発信事業、緑化フェアの入場券の交付においては、費用対効果が不明確である。
- (17) 文書管理、事務処理管理
文書取扱規定はあいまいな区分となっており、恣意性が入る余地が大きいので、区分を明確にする必要があり、早急な改善が望まれる。

1 指摘事項

(1) 本市職員の派遣

職員 9 4 人中 1 人が派遣職員である。建部町の職員だったが、合併に伴い本市職員として派遣されている。ケアマネージャーで長年勤務しているため、地域の事情に詳しく、必要性は非常に高いとされているが、派遣の必要性と理由についての稟議書、伺書は存在しない。旧建部町の頃からの派遣職員とのことであり、派遣開始時期は、平成 10 年頃とのことであるが、派遣法では派遣期間は原則 3 年なので、この点でも問題であり、早急に是正すべきである。

(2) 瀬戸支部の保健福祉活動費

合併の際のさまざまな交渉や合意事項が存在することは分かるが、瀬戸支部に事業費として会費に見合う保健福祉活動費を配分するというのは、合理的ではなく、不公平であるばかりか、その用途をめぐってトラブルになる可能性もある。

本協議会としては、瀬戸支部の「特権」を改めるべきである。

(3) 正憩園の運営

住み込みでの管理として、契約書上には記載されているが、施設内の入浴場の改築や居住スペースの増築などを管理人負担で行っており、管理があいまいである。

本施設は本協議会の財産であるため、以上のような改築や増築は、本協議会が行うべきである。

(4) 備品台帳

固定資産台帳は整備されていたが、備品台帳は整備されていなかったもので、整備すべきである。

2 意見

(1) 本協議会の性格

本協議会は、社会福祉法に基づいて設置されている団体であるが、「地域福祉の推進」という事業目的は明記されているものの、事業の範囲、組織、財源等は明らかでない。

それ故、「何でも屋さん」として肥大化していく危険があるとともに、単なる介護保険事業者になってしまっている社会福祉協議会もあるので、本協議会の事業内容の監査と将来ビジョンの検討が必要となるものとする。今後、少子高齢化社会の本格的な到来や、障害者福祉の充実等、福祉関連サービスに対する社会的ニーズはますます高まると考えられるため、社協が地域福祉の中核的な団体として、地域福祉の推進を実現できるように、効率的な事業運営及び組織体制強化を図る必要がある。

(2) 常務理事の兼務

本協議会においては、常務理事は、会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて本会の常務を処理するとされ、また、(財)岡山市ふれあい公社の常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を処理するとされている。

このように、外郭団体の常務理事の職責は、重要であるところ、同一人物が 2 つの外郭団体の常務理事を兼ねるのは、それぞれの団体における業務の統制が行き届かないおそれが高いので、直ちに人事を見直すべきである。

(3) 評議員

評議員が 44 人というのは、本協議会の行っている事業がさまざまな団体と関わりを有していることや、本協議会が支部や地区といった多数の地区拠点をも有していることにかんがみても、多過ぎる。これほど数が多いと出席もおそろかになるし、重要事項についての審議も不十分となるおそれがある。現に、平成 20 年度の合計 3 回の評議員会の出席者数の平均は 44 人中 28.3 人と少なくなっている。

地域の代表 20 人は支部の代表 10 人と地区社協の代表 10 人から構成されているところ、取りあえず、これらを 6 名ずつにして、学識経験者 12 人、地域福祉に関係する団体 12 人と同じ数

にすべきである。そして、将来的にも削減を検討していくべきである。定款第15条2項において、評議員は44人と規定されているが、変更すべきである。

なお、社会福祉法第42条で評議員数は理事定数の2倍を超える数とされているので、理事定数もそれに併せて減少すべきである。

(4) 基本財産

含み損益を明らかにするため、不動産の時価を評価しておくべきである。

(5) 事業調整資金積立預金

単なる預貯金(埋蔵金)であるが、92,969千円と多額に上っているので、少なくとも50,000千円を一般会計に組み入れるなどすべきである。

その上で、社会福祉協議会活動費補助金を毎年一定額減額すべきである。

(6) 基金特定預金

市民福祉の向上に役立ててほしいとして寄付された積立金であるので、福祉活動を行っている団体、個人の取り組みや福祉活動に対する新たな発想、ユニークな取り組みなどを支援する助成活動等を企画して、その財源に充てるべきである。

(7) 地域福祉活動基金積立預金

地域福祉活動の財源を確保する必要はあるが、2億円もの基金をそのためだけに眠らせておくのは不合理である。

本市と本協議会は、この基金の有効利用を県と協議の上、本協議会の一般会計に組み入れることを検討すべきである。

その上で、後述する社会福祉協議会活動費補助金を毎年一定額減額すべきである。

(8) 御津と瀬戸の地域福祉基金

社協同士が合併したにもかかわらず、4町のうち、御津町と瀬戸町だけ地域福祉活動基金積立預金が別立てでプールされている。しかも、御津、瀬戸のそれぞれの社協の支部の判断で、それぞれの町民の福祉のために使用されるというのは、不公平かつ不合理である。というのは、本市内における本協議会のサービスの公平化という観点からすれば、御津町、瀬戸町だけ特別扱いすることになるからである。また、同じく本市と合併した灘崎町、建部町との間でも不公平であるし、かかる特別扱いの基金は、用途の適否をめぐっても問題となり得るからである。

本協議会とすれば、早急にかかる積立預金(合計額38,472千円)を廃止して一般会計に組み入れるべきである。

(9) 会費収入

瀬戸支部においては、愛育委員会ではなく、福祉委員が会費を集めているとのことであるので、福祉委員に20%助成、支部に30%の助成を行うべきである。

(10) つなぎ資金

保護認定までの生活費の「つなぎ」が必要な場合もあり得るが、本来的には、生活保護のシステムの中で解決すべき問題であり、本協議会が自主財源を用いてまで本制度を行う理由はないと考えられる。

よって、本制度を廃止すべきである。

(11) ひまわり福祉相談センター事業

御津分室、建部分室の相談件数が少ないので、よりPRに努めるべきであるとともに、相談回数の削減を検討すべきである。

(12) ふれあい給食サービス事業

ふれあい給食サービス事業実施要領の別表によると、例えば、1回当たり20~30人で7,500円、31人~40人で10,000円となっている。しかし、これでは30人と31人で差異が生じて不合理である。

参加者1人当たり250円の助成と改めるべきである。

(13) ひまわり給食サービス

弁当製造業者は3社とのことである。この点については、利用者に対し、定期的にアンケート

- ートを行い、最小の金額で最も内容の良い弁当を供給してくれる業者を選定すべきである。
- (14) 法外援護事業
いわゆるナショナルミニマムとしての生活保護費以外に、行政が法外援護を行う必要性は乏しいと考えられる。
また、政令市においても約45%が法外援護事業を行っていない。
したがって、廃止を含めた見直しを検討すべきである。
仮に、法外援護を行うとすれば、保護から自立への助長のための助成金の支給を検討すべきである。
- (15) 正憩園の廃止
正憩園は施設が相当老朽化しているため、補修コストが予測される。
施設の倒壊や損壊等により、老人が負傷した場合は、本協議会は損害賠償請求（工作物責任）を起さされる可能性があるため、施設の廃止を検討すべきである。
- (16) 小口資金貸付事業
低所得者に対する貸付限度額の貸付は、未償還額が多いとか免除金額が多いというよりも、督促手続にむしろコストがかかってしまい、極めて不合理な制度である。
加えて、生活福祉資金貸付事業と趣旨が重なっているため、廃止を含めた見直しを検討すべきである。
- (17) 日常生活自立支援事業
本事業のうち、福祉サービスの利用援助はともかく、日常的な金銭管理サービスや書類等の預かりサービスは、預かった、預かってないのトラブルや、物がなくなったなどのトラブルに巻き込まれやすいリスクのある事業である。
もともと、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者などで自分の判断能力に不安のある人を対象にしているところ、判断能力があるとはいえ、不十分な可能性があり、場合によっては、保佐か補助が必要な場合もあり得ると考えられる。
したがって、判断能力が不十分な場合に、契約が取り消されたり、前出のトラブルに巻き込まれないようにするためにも、専門員が判断に迷った場合に、直ちに弁護士と連絡をとって、アドバイスを受けられるような制度を設けるべきである。
- (18) ふれあい公社との統合
本協議会の事業の介護保険事業、各種施設の管理事業、児童館事業、その他自主事業等は、（財）岡山市ふれあい公社の事業と類似しているため、本協議会をあえて独立して存続させる必要性はないことになる。
本協議会は、（財）岡山市ふれあい公社と統合すべきである。
- (19) 統合の手続
社会福祉法人と財団法人をそのまま統合することは制度上不可能である。
そこで、いずれかを解散した上で、事業を他方へ移管することになるが、介護保険事業は社会福祉法人が行えば課税されないこと、中四国をつなぐ福祉の拠点を目指す本市としては地域福祉の実現を目的とする社会福祉法人を解散するのは望ましくないと考えられることから、ふれあい公社を解散して、事業等を本協議会に移管すべきである。
そして、ふれあい公社を統合した本協議会がふれあいセンターの施設管理運営を行い、本市の福祉事業を外郭団体として一元的に実施する体制を作るべきである。
その際、本協議会においては、（財）岡山市ふれあい公社における本市OB職員と本市の派遣職員を減少させるとともに、民間から多彩な人材を登用して民間の経営センスとノウハウを生かせるような自立性と独立性を工夫すべきである。
- (20) 経営責任者
会長は月に4～5日程度しか出勤せず、常勤ではない。常勤の会長を選任すべきである。
- (21) 職員配置
予算と事業計画の中で、各課、各支部、各センターへ配置している。定員管理の考え方はない。合併により、職員が増加しているため、定員管理が必要である。

- (22) OB職員
職員94人中1人OB職員であるが、OB職員採用の必要性、理由が不明確である。
- (23) 給与制度
独自に岡山市社会福祉協議会職員給与規則を策定しているが、調整手当、特殊勤務手当といった過剰な手当があるので、是正すべきである。
- (24) 目標、計画
「岡山市社会福祉協議会発展・強化計画」（平成19年度～平成21年度）を策定しているが、その達成状況を踏まえたその後の中長期の目標、計画は策定中であるが、独自性と具体的な経営改善内容の検討が不十分である。
- (25) 顧客満足度
利用者にアンケート送付し、利用者の要望等を調査しているが分析と業務改善への活用を行っていないので、実施すべきである。
- (26) 情報公開
ホームページで財務内容等を公開していないが、本市の外郭団体である以上、公開すべきである。
- (27) コンプライアンス
コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。

IV まとめ

第1 岡山市の外郭団体等への統制

1 指摘事項

なし

2 意見

(1) 外郭団体等統制委員会

外郭団体の統廃合等を積極的かつ実効的に行っていくための手段としては、岡山市外郭団体等統制委員会が外郭団体の解散、統廃合、外郭団体の出資又は出捐の売却、引揚げ等について、外郭団体の財務状況等を調査するとともに、外郭団体と所管課の意見を聴いて審議を行い、外郭団体の解散、統廃合等の意見を本市長に述べるというシステムを構築すべきである。

そして、本市はその意見を受けて、①外郭団体の統廃合等を行うための理事会（取締役会）の開催、②共同出資者との協議等を行うことになる。

岡山市外郭団体統制委員会は既存の附属機関（地方自治法第138条の4第3項）の部会に位置付ける等により設置されることになる。

岡山市外郭団体等統制委員会は、本市総務局長、財務局長、行政改革担当局長といった本市の職員のほか、弁護士、公認会計士等の専門家により構成される委員会を想定している。

(2) 外郭団体に関する重要事項についての事前協議

岡山市外郭団体統制委員会の第2の職責は、外郭団体において、ガバナンスに反した運営が行われる可能性に対するチェックとして、外郭団体に対する一定の重要事項について、事前協議を受けて、指導等を行うことである。

(3) 岡山市外郭団体等統制委員会による統制措置の決定

岡山市外郭団体統制委員会が、本市の出資割合25%未満の団体や本市が関与する無出資団体（本市庁舎に事務局を置く団体、本市職員が事務を行っている団体、本市職員が役職に就任している団体）に対して、本市の統制措置（予算執行に対する長の調査権、長の議会に対する経営状況の提出義務、監査委員の監査、包括外部監査人の監査等）の必要があるかどうかの決定をするというシステムを構築すべきである。

そして、同委員会が一定の統制の必要ありと決定した場合には、本市は一定の統制措置を実行することになる。

この点、本市の出資割合が25%未満の団体や本市が関与する無出資団体は、本来は、地方自治法上の統制措置が及ばない団体である。

このため、本市が岡山市外郭団体等統制委員会の決定に従って一定の監査等の統制を行うことについては、当該関与団体は法令上の義務を負うものではなく、同委員会の決定に対する当該関与団体の任意の協力を想定しているが、本市の一定の出資や関与がある以上は任意の協力は十分期待できると考える。

(4) 外郭団体の定義の拡充

外郭団体の定義については、第3定義として、岡山市外郭団体等統制委員会が指定する団体を加えるべきである。

この指定団体とは、外郭団体の第1定義、第2定義に当てはまらない団体のうち、本市の財政関与の規模、本市の人的関与の強度等にかんがみ、岡山市外郭団体等統制委員会が内部又は外部監査等の統制措置の必要性が有ると決定した団体である。

3 外郭団体以外の岡山市の関与団体

本市のすべての出資団体は61団体で、出資額合計18,043,115千円（普通会計）である。このうち、外郭団体18団体の出資額は2,996,106千円（16.6%）にすぎない。

出資割合が25%未満の団体は43団体存在する。

また、出資団体以外の市関与団体数（①本市役所内に事務局を置く団体、②本市職員が職務として事務を担当する団体、③本市職員（特別職を含む。）が役員に就任している団体）は合計135団体存在する。

第2 「（社）岡山市安全・安心町づくり協会（仮称）」の設立 （意見）

本市の外郭団体の解散、統廃合等について意見を述べてきたが、単に外郭団体のスクラップだけではなく、新たな外郭団体の設立も必要であると考えます。

この点、地域社会における人物関係の希薄化と少子高齢化のため、地域における安全、安心が必ずしも十分に確保されていないのではないかと考えるため、各地域における安全・安心ネットワークの統括業務と安全・安心ネットワークの活動を推進するためのプランづくりと人づくりを組織的、体系的に行うための公益法人を設立すべきである。

第3 指摘事項、意見の合計

指摘事項…… 47件

意見…… 306件

第4 外郭団体の再編のスキーム

第3章で意見を述べた23外郭団体の再編に関する意見をまとめると、次のとおりである。

| 区分 | 団体数 | 番号 | 団体名 | |
|-----|-----|--------------|--------------------|---------------------|
| 存続 | 14 | 3 | (財)岡山市公園協会 | |
| | | 4 | (財)岡山市シルバー人材センター | |
| | | 5 | (財)岡山シンフォニーホール | |
| | | 11 | (財)岡山県下水道公社 | |
| | | 12 | (財)児島湖浄化センター周辺対策基金 | |
| | | 13 | (財)吉井川水源地域対策基金 | |
| | | 15 | (株)岡山コンベンションセンター | |
| | | 21 | (有)サウスヴィレッジ | |
| | | 22 | (社)おかやま観光コンベンション協会 | |
| | | 23 | (社福)岡山市社会福祉協議会 | |
| | | 条件付存続 | 1 | (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター |
| | | 将来的に解散等を検討 | 8 | (財)岡山市スポーツ・文化振興財団 |
| | | | 19 | 岡山市土地開発公社 |
| | | | 20 | 岡山都市開発(株) |
| 解散等 | 9 | 2 | (財)岡山市建設公社 | |
| | | 7 | (財)岡山市水道サービス公社 | |
| | | 9 | (財)岡山市ふれあい公社 | |
| | | 10 | (財)岡山市建部町観光公社 | |
| | | 株式の売却等による本市の | 6 | (財)岡山市水産協会 |
| | 14 | 岡山花き精算(株) | | |

| | | | | |
|-----|-------|---|-----|------------------------|
| | 関与の解消 | | 1 6 | 岡山市場冷蔵(株) |
| | | | 1 7 | 岡山都市整備(株) |
| | | | 1 8 | 岡山港埠頭開発(株) |
| 新 設 | | 1 | | (社)岡山市安心・安全町づくり協会 (仮称) |

外郭団体の再編結果のスキームをまとめると別紙3のとおりである。

第4 外郭団体の事業仕分けによる効果額
別紙4のとおりである。

(別紙1)

| 団体名 | 主な事業 | 基本財産・出資合計 金額(千円) | 市の出資・出捐 | | 市からの財政支出 | |
|-----------------------|----------------------------------------------------|---------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | 上段:金額(千円) 下段:割合(%) | 上段:金額(千円) 下段:割合(%) | 上段:金額(千円) 下段:割合(%) | 上段:金額(千円) 下段:割合(%) |
| 1 (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター | 中小企業勤労者のための福利厚生事業 | 100,000 | 100,000 100.00% | 18,000 15.63% | | |
| 2 (財)岡山市建設公社 | 東古松駐車場運営 | 171,000 | 170,000 99.42% | 0 0.00% | | |
| 3 (財)岡山市公園協会 | 緑化普及促進事業、緑化基金管理、都市公園指定管理業務等 | 114,000 | 57,000 50.00% | 413,459 67.50% | | |
| 4 (財)岡山市シルバー人材センター | シルバー事業、会員への各種研修・就業相談 | 51,000 | 50,000 98.04% | 204,294 28.2% | | |
| 5 (財)岡山シンフォニーホール | 音楽文化事業、岡山シンフォニーホールの管理運営 | 100,000 | 35,000 35.00% | 176,279 60.4% | | |
| 6 (財)岡山市水産協会 | 栽培漁業の推進事業(地産地消推進事業) | 250,000 | 230,000 92.00% | 0 0% | | |
| 7 (財)岡山市水道サービス公社 | 水道施設の管理運営、市民ゴルフ場の管理運営 | 51,000 | 20,000 39.22% | 322,422 89.20% | | |
| 8 (財)岡山市スポーツ・文化振興財団 | スポーツ・文化自主事業、西川アイプラザの管理運営、市ジュニアオーケストラ受託事業、市民文芸祭受託事業 | 421,330 | 419,459 99.56% | 94,598 92.34% | | |
| 9 (財)岡山市ふれあい公社 | 福祉・健康・生涯学習に関する事業、ふれあいセンターの管理運営 | 100,000 | 100,000 100.00% | 1,371,334 54.42% | | |
| 10 (財)岡山市建部町観光公社 | 建部地域の観光関連施設の管理運営、観光振興 | 50,000 | 50,000 100.00% | 24,905 20.5% | | |
| 11 (財)岡山県下水道公社 | 児島湖流域下水道の維持管理業務の受託に関する事 | 30,000 | 9,854 32.85% | 0 0% | | |
| 12 (財)児島湖浄化センター周辺対策基金 | 児島湖浄化センター周辺地域の生活環境整備に関する事業 | 344,981 | 115,223 33.40% | 0 0% | | |
| 13 (財)吉井川水源地域対策基金 | 苦田ダム建設により水没する地域の振興事業 | 105,673 | 34,695 32.83% | 14,915 9.36% | | |
| 14 岡山市中央卸売市場(株) | 岡山市中央卸売市場における花きの売買代金の精算 | 6,000 (10,000) | 2,400 (4,000) 40.00% | 0 0% | | |
| 15 (株)岡山コンベンションセンター | 岡山コンベンションセンター、ママカリパーキングの運営管理 | 99,000 | 50,000 50.51% | 0 0% | | |
| 16 岡山市市場冷蔵(株) | 岡山市中央卸売市場における冷蔵倉庫業 | 15,000 | 5,000 33.33% | 0 0% | | |
| 17 岡山都市整備(株) | 中之町地下街及び歩行者専用通路の管理・運営 | 12,500 | 6,375 51.00% | 0 0% | | |
| 18 岡山港埠頭開発(株) | 上屋施設(倉庫)の管理運営 貸事務所の管理運営 他 | 22,000 | 7,000 31.82% | 0 0% | | |
| 19 岡山市土地開発公社 | 公共用地・公用地の先行取得、管理、処分 | 20,000 | 20,000 100.00% | 19,585 0.39% | | |
| 20 岡山都市開発(株) | リットシティブル駐車場等の整備管理及び運営 | 2,950,000 | 1,540,000 52.20% | 0 0% | | |
| 21 (有)サウスヴィレッジ | おかやまファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジの管理運営 | 5,500 | 1,500 27.27% | 0 0% | | |
| 22 (社)おかやま観光コンベンション協会 | コンベンション・観光客の誘致活動、岡山城・足守プラザ等の管理運営 | 0 | 0 0.00% | 95,096 49.9% | | |
| 23 (社福)岡山市社会福祉協議会 | 社会福祉関連事業の推進、社会福祉関連施設の管理運営 | 62,490 | 0 0.00% | 279,020 41.75% | | |

(注1)「基本財産・出資合計」、「市の出資・出捐」、「市からの財政支出」は平成20年度決算ベースの金額

(別紙2)

| 団体名 | | 指標 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-----|---------------------|--------|-----------|----------|----------|
| | | | 決算(千円) | 決算(千円) | 決算(千円) |
| 1 | (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター | 当期収支 | 5,005 | ▲ 3,515 | 7,809 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 95.67% | 95.95% | 96.24% |
| 2 | (財)岡山市建設公社 | 当期収支 | 7,270 | ▲ 1,552 | ▲ 712 |
| | | 累積欠損金額 | ▲ 87,602 | ▲ 89,124 | ▲ 89,836 |
| | | 自己資本比率 | 60.78% | 54.27% | 66.61% |
| 3 | (財)岡山市公園協会 | 当期収支 | 17,215 | 30,041 | 17,855 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 50.71% | 50.57% | 73.89% |
| 4 | (財)岡山市シルバー人材センター | 当期収支 | ▲ 191,851 | 37,357 | 16,809 |
| | | 累積欠損金額 | ▲ 167,474 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | ▲ 66.40% | 25.24% | 38.96% |
| 5 | (財)岡山シンフォニーホール | 当期収支 | ▲ 18,887 | ▲ 14,262 | ▲ 2,994 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 70.84% | 63.72% | 64.68% |
| 6 | (財)岡山市水産協会 | 当期収支 | 836 | ▲ 455 | ▲ 529 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 99.96% | 99.96% | 99.96% |
| 7 | (財)岡山市水道サービス公社 | 当期収支 | 36,829 | 31,265 | 9,188 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 90.40% | 90.05% | 97.98% |
| 8 | (財)岡山市スポーツ・文化振興財団 | 当期収支 | ▲ 1,919 | ▲ 2,368 | ▲ 71 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 94.69% | 96.32% | 96.82% |
| 9 | (財)岡山市ふれあい公社 | 当期収支 | ▲ 10,221 | 11,074 | 25,950 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 48.14% | 51.74% | 50.23% |
| 10 | (財)岡山市建部町観光公社 | 当期収支 | 229 | 605 | 425 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 87.37% | 87.03% | 90.99% |
| 11 | (財)岡山県下水道公社 | 当期収支 | 312 | 397 | 490 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 15.77% | 15.81% | 16.27% |
| 12 | (財)児島湖浄化センター周辺対策基金 | 当期収支 | 2,463 | 7,671 | 32 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 100.00% | 100.00% | 100.00% |
| 13 | (財)吉井川水源地域対策基金 | 当期収支 | 21,784 | 1,632 | ▲ 40,632 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 100.00% | 100.00% | 100.00% |
| 14 | 岡山花き精算(株) | 当期収支 | ▲ 179 | ▲ 844 | ▲ 2,673 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | ▲ 396 | ▲ 3,070 |
| | | 自己資本比率 | 23.32% | 21.50% | 18.44% |
| 15 | (株)岡山コンベンションセンター | 当期収支 | 72,111 | 50,670 | 58,896 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 28.94% | 33.38% | 36.98% |
| 16 | 岡山市場冷蔵(株) | 当期収支 | ▲ 24,667 | ▲ 4,599 | ▲ 14,591 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 73.00% | 73.71% | 71.70% |
| 17 | 岡山都市整備(株) | 当期収支 | 3,658 | 44 | 405 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 88.65% | 92.03% | 91.75% |
| 18 | 岡山港埠頭開発(株) | 当期収支 | 1,319 | 3,091 | 12,865 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 96.55% | 67.48% | 34.92% |
| 19 | 岡山市土地開発公社 | 当期収支 | 20,389 | 32,285 | 35,729 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 1.67% | 1.88% | 2.23% |
| 20 | 岡山都市開発(株) | 当期収支 | ▲ 53,333 | ▲ 1,579 | 4,873 |
| | | 累積欠損金額 | ▲ 66,149 | ▲ 67,729 | ▲ 62,856 |
| | | 自己資本比率 | 99.77% | 99.78% | 99.73% |
| 21 | (有)サウスヴィレッジ | 当期収支 | 7,234 | 1,381 | 7,894 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 48.56% | 68.28% | 67.73% |
| 22 | (社)おかやま観光コンベンション協会 | 当期収支 | ▲ 4,284 | 3,542 | 3,500 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 34.48% | 50.94% | 40.41% |
| 23 | (社福)岡山市社会福祉協議会 | 当期収支 | ▲ 9,661 | ▲ 11,228 | 25,311 |
| | | 累積欠損金額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自己資本比率 | 68.57% | 69.79% | 70.04% |

(別紙3) 外郭団体の再編スキーム

- | | | | | | |
|----|--------|---------------------------------------------------|----|---------|---------------------------------------------------|
| 1 | 勤労者 | → 条件付存続 自立化が条件 | 13 | 吉井川 | → 存続 |
| 2 | 建設公社 | → 解散 | 14 | 花き精算 | → 株式の売却による 本市の関与の解消 |
| 3 | 公園協会 | → 存続 | 15 | コンベンション | → 存続 公募による指定管理者に選定されるため 管理費の削減及び自主事業の充実等が必要 |
| 4 | シルバー | → 存続 | 16 | 市場冷蔵 | → 株式の売却による 本市の関与の解消 |
| 5 | シフオー | → 存続 公募による指定管理者に選定されるため 管理費の削減及び自主事業の充実等が必要 | 17 | 都市整備 | → 株式の売却による 本市の関与の解消 |
| 6 | 水産協会 | → 出資の引揚げによる 本市の関与の解消 | 18 | 埠頭開発 | → 株式の売却による 本市の関与の解消 |
| 7 | 水道サービス | → 解散 | 19 | 土地開発 | → 存続 ただし、将来的に解散も含めて団体の 在り方について検討すべき |
| 8 | スポーツ文化 | → 条件付存続 他団体との統合が条件 | 20 | 都市開発 | → 存続 ただし、将来的に解散を検討すべき |
| 9 | ふれあい | → 解散 社協との統合 | 21 | サステレ | → 存続 公募による指定管理者に選定されるため 管理費の削減及び自主事業の充実等が必要 |
| 10 | 建部町観光 | → 解散 観光コンベンション協会に統合 | 22 | 観光コンベン | → 存続 建部町観光を吸収統合 |
| 11 | 下水道 | → 存続 | 23 | 社協 | → 存続 ふれあいとの統合 |
| 12 | 児島湖 | → 存続 | | | → (社)安全、安心協会 新設 |

(別紙4)

外郭団体関係事業仕分表

| 区分 | 外郭団体 | | 仕分け結果 | 効果額 |
|----|---------------------|---|-----------------------------------|-----------|
| 1 | (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター | 1 | 平成22年度から補助金の廃止 (自立化計画に基づく補助金分) | 30,000千円 |
| 2 | (財)岡山市建設公社 | 1 | 団体の解散(正味財産) | 87,164千円 |
| | | 2 | 駐車場料金の値上げ(1年分の増加額) | 582,000円 |
| 3 | (財)岡山市公園協会 | | — | 0円 |
| 4 | (財)岡山市シルバー人材センター | 1 | 受取事務費を10%から15%に上げる。 | 27,711千円 |
| | | 2 | 灘崎, 御津, 建部の3事務所の廃止 | ? |
| 5 | (財)岡山市シンフォニーホール | | — | 0円 |
| 6 | (財)岡山市水産協会 | 1 | 出捐金の引揚げ | 230,000千円 |
| | | 2 | 栽培漁業推進事業費負担金 | 1,463千円 |
| 7 | (財)岡山市水道サービス公社 | 1 | 団体の解散(正味財産) | 433,534千円 |
| 8 | (財)岡山市スポーツ・文化振興財団 | | — | 0円 |
| 9 | (財)岡山市ふれあい公社 | 1 | 桑の湯の入浴料の値上げ(50円)(1年分) | 1,399千円 |
| | | 2 | 西大寺プール利用料の高齢者免除の廃止等 | 4,107千円 |
| | | 3 | コンビニ等の入居 | ? |
| | | 4 | 団体の解散(出捐金) | 100,000千円 |
| 10 | (財)岡山市建部町観光公社 | 1 | 入浴料の値上げ(400→500円)(1年分) | 6,716千円 |
| 11 | (財)岡山県下水道公社 | | — | 0円 |
| 12 | (財)児島湖浄化センター周辺対策基金 | | — | 0円 |
| 13 | (財)吉井川水源地域対策基金 | | — | 0円 |
| 14 | 岡山花き精算(株) | 1 | 出資分の売却(純資産×持ち分) | 15,666千円 |
| 15 | (株)岡山コンベンションセンター | 1 | 定額納付金の納付(1年分) | 50,000千円 |
| | | 2 | 業績連動納付金の納付(1年分) | ? |
| 16 | 岡山市場冷蔵(株) | 1 | 出資分の売却(1株当たりの純資産×持株数) | 29,240千円 |
| 17 | 岡山都市整備(株) | 1 | 出資分の売却(1株当たりの純資産×持株数) | 46,665千円 |
| 18 | 岡山港埠頭開発(株) | 1 | 出資分の売却(1株当たりの純資産×持株数) | 17,587千円 |
| 19 | 岡山市土地開発公社 | | — | 0円 |
| 20 | 岡山都市開発(株) | | — | 0円 |
| 21 | 南サウスビレッジ | | — | 0円 |
| 22 | (社)おかやま観光コンベンション協会 | | — | 0円 |
| 23 | (社福)岡山市社会福祉協議会 | 1 | 事業調整資金積立預金の一般会計への組入れによる事業費補助金の削減 | 50,000千円 |
| | | 2 | 地域福祉活動基金の一般会計への組入れによる事業費補助金の削減 | 200,000千円 |
| | | 3 | 地域福祉基金積立預金(御津, 瀬戸)の一般会計への組入れ | 38,472千円 |
| | | 4 | 保健福祉活動費(瀬戸)の是正 | 1,962千円 |
| | | 5 | 正憩園の廃止 | ? |
| | | 6 | 法外援護事業の廃止(1年分の委託料) | 26,041千円 |
| | | 7 | 小口資金貸付事業の廃止(平成20年度の事業支出額) | 3,682千円 |
| | | 8 | つなぎ資金の廃止 | ? |

合計1,401,991千円

本市からの総出資額(3,023,506千円)に占める効果額(1,401,991千円)の割合は46.4%である。